

学報

第456号

平成21年3月号

平成21年4月15日

東京芸術大学

(事務局総務課発行)

目次

諸報

- ・平成21年度入学者選抜試験結果について … 3
- ・平成20年度附属音楽高等学校卒業式について … 6
- ・平成20年度野村賞授与式について … 6
- ・奏楽堂企画「怪談」について … 7
- ・東京芸術大学次期学長候補者の選考結果について … 8
- ・東京藝大クッキーの発売について … 8
- ・理化学研究所との連携協力協定締結について … 9
- ・平成20年度卒業式・修了式について … 9
- ・平成20年度卒業・修了買上作品について … 11
- ・平成20年度サロン・ド・プランタン賞について … 11
- ・平成20年度アカンサス音楽賞について … 12
- ・平成20年度台東区长賞・奨励賞、取手市長賞、デザイン賞、東京都知事賞、杜の会杜賞について … 13
- ・第1回大賀典雄賞授与式について … 14
- ・映像研究科映画専攻修了制作展の開催について … 14
- ・平成20年度長期精励者表彰式と退職者懇親会の実施について … 15
- ・平成20年度公開講座実施報告 … 16
- ・平成20年度受託研究等受け入れ実績 … 17
- ・演奏会等の実施について … 20

第四回 東京芸術大学奏楽堂企画
学内公募最優秀企画「怪談～前衛音楽が語る怪

奇な物語～

藤原睦子 大橋萬寿子 退任記念公演

- ・職員研修 … 21

人事

- ・人事異動 … 22

- 関係法令等 … 24

学内規則等

- ・東京芸術大学大学美術館所蔵品管理要項等の制定について … 25
- ・東京芸術大学契約規則等の一部を改正する規則等の制定について … 30
- ・東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則の制定について … 32
- ・東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則等の制定について … 34
- ・東京芸術大学談合情報対応要項の制定について … 52

諸会議

事務局

- ・教育研究評議会（3月5日） … 62
- ・役員会（3月5日） … 62
- ・企画・評価室（3月13日） … 62
- ・経営協議会（3月19日） … 62
- ・役員会（3月19日） … 62
- ・教育研究評議会（3月26日） … 62
- ・役員会（3月26日） … 63
- ・学生支援室全学学生支援部会・留学生部会（3月30日） … 63

美術学部

- ・美術学部写真センター運営委員会（3月5日） … 63
- ・美術学部人事委員会（3月18日） … 63
- ・美術学部学生生活委員会（3月19日） … 63
- ・美術学部教務委員会（3月22日） … 64
- ・美術学部入試運営委員会（3月22日） … 64
- ・大学院美術研究科委員会（3月22日） … 64
- ・美術学部教授会（3月22日） … 64

音楽学部

- ・音楽学部千住校地運営委員会（3月9日） … 64
- ・音楽学部臨時運営会議（人事）（3月12日） … 64
- ・音楽学部運営会議（拡大入試・入試）（3月12日） … 64
- ・音楽学部教授会・研究科委員会（3月12日） … 65
- ・音楽学部学生生活委員会（3月25日） … 65

大学院映像研究科

- ・大学院映像研究科教授会（3月12日） … 65
- ・大学院映像研究科臨時教授会（3月30日） … 65

大学日誌 67

諸 報

— 平成21年度入学者選抜試験結果について —

(学 部)

平成21年4月1日現在

区 分	入学 定員	志願者数			合格者数			入学者数			倍率				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計					
美術学部	絵画科	日本画	25	(2)	(2)	109	443	552	10	15	25	10	15	25	22.1
		油 画	55	(3)	(2)	437	1,135	1,572	17	38	55	17	38	55	28.6
		計	80	(3)	(4)	546	1,578	2,124	27	53	80	27	53	80	26.6
	彫 刻 科	20			83	128	211	11	10	21	11	10	21	10.6	
	工 芸 科	30	(1)	(1)	69	234	303	8	22	30	8	22	30	10.1	
	デ ザ イ ン 科	45	(2)	(6)	332	697	1029	13	33	46	13	33	46	22.9	
	建 築 科	15		(2)	49	49	98	8	7	15	8	7	15	6.5	
	先端芸術表現科	30		(2)	71	116	187	7	23	30	7	22	29	6.2	
	芸 術 学 科	20		(1)	28	66	94	2	19	21	2	18	20	4.7	
	小 計	240	(6)	(15)	1,178	2,868	4,046	76	167	243	76	165	241	16.9	
音楽学部	作 曲	15	(1)	(1)	35	28	63	10	5	15	10	5	15	4.2	
	声 楽 科	54			60	237	297	21	33	54	21	33	54	5.5	
	器 楽 科	98			169	380	549	43	58	101	43	58	101	5.6	
	指 揮 科	2			2	0	2	0	0	0	0	0	0	1.0	
	邦 楽 科	25			15	28	43	10	15	25	10	15	25	1.7	
	楽 理 科	23			5	22	27	3	20	23	3	20	23	1.2	
	音楽環境創造科	20	(3)	(3)	44	59	103	9	11	20	9	11	20	5.2	
	小 計	237	(4)	(4)	330	754	1,084	96	142	238	96	142	238	4.6	
合 計	477	(10)	(15)	1,508	3,622	5,130	172	309	481	172	307	479	10.8		

注1 ()内数は、外国人留学生を外数で示す。

注2 先端芸術表現科には、次表の帰国子女特別選抜試験結果を含まない。

注3 美術学部先端芸術表現科及び芸術学科の合格者数(女)には追加合格者各1名を含む。

(大学院修士課程)

平成21年4月2日現在

区 分	入学 定員	志願者数			合格者数			入 学 者 数			倍率	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
美術研究科	絵 画	47	(2) 71	(5) 95	(7) 166	(1) 31	(1) 25	(1) 56	(1) 31	(1) 25	(1) 56	3.5
	彫 刻	15	21	16	37	13	6	19	13	6	19	2.5
	工 芸	28	(2) 18	(6) 30	(8) 48	(1) 13	(1) 21	(2) 34	(1) 13	(1) 21	(2) 34	1.7
	デ ザ イ ン	30	(5) 34	(10) 43	(15) 77	13	17	30	13	17	30	2.6
	建 築	16	(2) 54	(1) 32	(3) 86	(1) 7		(1) 18	(1) 7		(1) 17	5.4
	芸 術 学	21		(2) 43	(2) 63		(1) 13	(1) 19		(1) 12	(1) 18	3.0
	文化財保存学	18	(3) 15	(8) 23	(11) 38	(3) 2	(1) 13	(4) 15	(3) 2	(1) 13	(4) 15	2.1
	先端芸術表現	24	(4) 70	(4) 57	(8) 127	(2) 12		(2) 27	(2) 12		(2) 27	5.3
	小 計	199	(18) 303	(36) 339	(54) 642	(7) 97	(4) 121	(11) 218	(7) 97	(4) 119	(11) 216	3.2
音楽研究科	作 曲	9	(1) 11	(1) 8	(2) 19		(1) 2	(1) 8		(1) 2	(1) 8	2.1
	声 楽	20	(1) 75	(2) 120	(3) 195	8	12	20	8	12	20	9.8
	器 楽	43	(1) 49	(10) 102	(11) 151	18	27	45	18	27	45	3.5
	指 揮	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0.3
	邦 楽	9	4	7	11	2	7	9	2	7	9	1.2
	音楽文化学	35	(7) 40	(8) 60	(15) 100	(3) 13	(3) 21	(6) 34	(3) 12	(3) 21	(6) 33	2.9
	小 計	119	(10) 180	(21) 297	(31) 477	(3) 47	(11) 69	(14) 116	(3) 46	(11) 69	(14) 115	4.0
映像研究科	映 画	32	(2) 79	(4) 29	(6) 108	18	13	31	18	13	31	3.4
	メディア映像	16		(1) 10	(1) 55							3.4
	アニメーション	16	(8) 17	(1) 16	(9) 33	(1) 11		(1) 15	(1) 11		(1) 15	2.1
	小 計	64	(10) 141	(6) 55	(16) 196	(1) 43	(1) 19	(2) 62	(1) 41	(1) 19	(2) 60	3.1
合 計	382	(38) 624	(63) 691	(101) 1,315	(11) 187	(16) 209	(27) 396	(11) 184	(16) 207	(27) 391	3.4	

注1 ()内数は、外国人留学生を外数で示す。

(大学院博士後期課程)

平成21年4月1日現在

区 分	入学 定員	志願者数			合格者数			入学者数			倍率	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
美術研究科	美術	25	(6)	(12)	(18)	(3)	(3)	(6)	(3)	(3)	(6)	3.0
			41	35	76	18	13	31	18	12	30	
	文化財保存学	10	(1)	(1)	(2)	(1)		(1)	(1)		(1)	0.9
			2	7	9	2	5	7	2	5	7	
音楽研究科	音楽	25		(2)	(2)		(2)	(2)		(2)	(2)	1.5
			13	25	38	5	11	16	5	11	16	
映像研究科	映像メディア学	3	(1)	(1)	(2)							2.7
			4	4	8	2	1	3	2	1	3	
合 計		63	(8)	(16)	(24)	(4)	(5)	(9)	(4)	(5)	(9)	2.1
			60	71	131	27	30	57	27	29	56	

注1 () 内数は、外国人留学生を外数で示す。

(大学別科)

平成20年4月1日現在

区 分	入学 定員	志願者数			合格者数			入学者数			倍率	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
声 楽	—		13	27	40	1	1	2	1	1	2	—
器 楽		(1)		(1)								
		28	47	75	5	5	10	5	5	10		
邦 楽		6	10	16	1	3	4	1	2	3		
合 計	30	(1)		(1)								4.4
		47	84	131	7	9	16	7	8	15		

注1 () 内数は、外国人留学生を外数で示す。

(帰国子女特別選抜)

平成21年4月1日現在

区 分	入学 定員	志願者数			合格者数			入学者数			倍率	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
美術	先端芸術表現科	人員 若干名	1	2	3	0	1	1	0	1	1	

注1 入学定員は一般選抜の入学定員30名に含まれる。

諸 報

— 平成20年度附属音楽高等学校卒業式について —

3月11日(水)11時より附属高校内201ホールにおいて、第53回附属音楽高等学校卒業式が行われた。在校生による奏楽のあと、粕谷校長から卒業生一人一人に卒業証書が手渡され、引き続き粕谷校長、宮田学長からお祝いと激励の挨拶があった。今年度の卒業生は、39名。内訳は次のとおり。



専 攻	卒業生	専 攻	卒業生
作 曲	1 名	オ ー ボ エ	1 名
声 楽	2 名	クラリネット	1 名
ピ ア ノ	11 名	トランペット	1 名
ヴァイオリン	9 名	ホ ル ン	1 名
ヴ ィ オ ラ	1 名	トロンボーン	2 名
チェロ	3 名	長唄三味線	2 名
ハ ー プ	1 名	邦 楽 囃 子	1 名
フ ル ー ト	2 名		
合 計			39 名

— 平成20年度野村賞授与式について —

平成20年度の野村賞受賞者3名に対し、3月11日(水)、学長室において授賞式が実施された。

野村賞は、平成9年に(財)野村国際文化財団の寄附により設立され、大学院美術研究科博士後期課程の学生で、修了作品展に出品された中から、特に優秀な者の作品等を買上げ、大学美術館に收藏して芸術資料の充実を図ると共に、教育研究の発展向上に寄与することを目的としている。

式典では、宮田学長からお祝いの言葉と共に賞状と奨学金目録が各受賞者に手渡され、式典終了後、大学会館において受賞パーティーが実施された。

今年の受賞者・受賞作品は次のとおり。



平成20年度野村賞受賞者

大 沢 拓 也	大学院美術研究科博士後期課程（日本画）	作品「general pause」
石 井 琢 郎	大学院美術研究科博士後期課程（彫刻）	作品「Between」
益 田 芳 樹	大学院美術研究科博士後期課程（文化財保存学）	作品「興福寺蔵 天燈鬼立像 現状模刻」 「興福寺蔵 天燈鬼立像 現状模刻 1/2胴切り模型」

— 奏楽堂企画「怪談」について —

3月14日（土）、奏楽堂にて「怪談～前衛音楽が語る怪奇な物語～」が上演された。これは、学内公募で選ばれた学生による企画作品。「怪談」をモチーフに、日本文学の怪奇な世界を、前衛音楽と朗読やダンスなどの身体表現を通じて物語る舞台となった。

本学で学ぶすべての学生を対象とするこの「奏楽堂企画学内公募」は、2005年度にスタートした。これまでの上演作品は、「山月記～光と音の無言劇」、「想像作曲法～伊東光介の世界」、「国撃タレテ響キ在リ～祝・創楽120年」。幕末から明治期を舞台に、日本における洋楽の受容と邦楽の変容の諸相を描いた昨年度の企画「国撃タレテ響キ在リ」は、大きな反響を呼んだ。

新たな創造の可能性を秘めた学生に表現の機会を与える「奏楽堂企画学内公募」は、学生自ら企画を立ち上げ、運営するという実践的なアートマネジメントの場でもある。上演のための経費が大学から助成されるほか、選考委員をはじめ関係教員の指導・サポート体制が整っており、それらを生かした清新でオリジナルな企画が、学部を問わず、毎年、多数応募されてきた。

今年の企画者は、音楽環境創造科2年の村上史郎さん。小泉八雲『怪談』より「おしどり」、志賀直哉「荒絹」、折口信夫「死者の書」を題材に、音楽と身体を媒体として、怪談が宿す妖しい魅力や超自然的な感覚、エロティシズムなどを描き、大入りの観客を魅了した。

— 東京芸術大学次期学長候補者の選考結果について —

東京芸術大学学長選考会議は、東京芸術大学学長選考規則第2条第1項第1号に基づき、次期学長候補者を選考したので、下記のとおり公表した。

記

【次期学長候補者】

氏名：宮田 亮平
 現職：学長
 略歴：別紙
 任期：平成22年4月1日から平成28年3月31日まで

【選考理由】

東京芸術大学学長選考会議は、意向聴取投票の結果を参考に、東京芸術大学学長候補適任者として3人を選定し、各人に学長候補適任者となることについての意思確認を行った結果、2人が辞退したため、辞退した者を除いた1人について経歴及び所信表明書等を参考に、慎重に審議の上、宮田亮平氏を適任と認め、東京芸術大学次期学長候補者に選考した。

【選考経緯】

月 日	会議等	概 要
10月23日	学長選考会議	次期学長候補者の選考日程を決定
12月22日	学長選考会議	学長候補適任者を選定するため、投票資格者による意向聴取実施の公示
1月15日	意向聴取投票	投票有資格者による意向聴取投票実施 (投票資格者217人、投票者146人、投票率67.28%)
1月22日	学長選考会議	学長選考会議委員から学長候補適任者の推薦は無く、意向聴取投票の結果を尊重し、学長候補適任者として3人を選定
3月19日	学長選考会議	本人に意思確認を行い、辞退した2人を除き、所信表明書等により慎重に審議し、次期学長候補者を選考

— 東京藝大クッキーの発売について —

3月19日(木)、藝大アートプラザにて、東京藝大クッキーが発売された。これは、「東京芸術大学カレンダー」、「藝大アートプラザオリジナル・ウォレット」に続く本学のオリジナル企画商品。

クッキーは、新百合ヶ丘と立川に店舗を持つ洋菓子店・イルフェジュールのシェフ宍戸哉夫氏の手によるもので、食べ応えのあるボリュームと、厳選された素材を用いた、ブラリネとアーモンドショコラの2種の味が楽しめる。またパッケージのデザインは、松下計准教授(デザイン科)が監修し、シンプルかつ贅沢な仕様が気品を感じさせる。

25日(水)の卒業式では、音楽学部校舎前に特設カウンターが設けられ、好評を博した。



— 理化学研究所との連携協力協定締結について —

3月24日（火）、東京芸術大学と理化学研究所は、理研東京連絡事務所（東京都千代田区）において、連携・協力の推進に関する基本協定書を締結した。

この協定では、科学と芸術という全く異なる分野がお互いの違いを知ることで、こころや意識を含む森羅万象にこれまでにない見方で迫り、それぞれの表現を深めることを目的としている。

調印式には、両機関から関係者が出席し、協定の概要説明の後、宮田亮平学長と野依良治理事長により調印が行われた。



調印後、宮田学長は、「本学が121年目を迎えて、新しい発信を目指すなか、非常によい連携協定を結ぶことができました。芸術家自身が、自己の内面について“脳”というキーワードで考えたときに、どのような表現が創り出せるのか、とても楽しみです。共同研究の課程で様々な表現方法が見出され、そこから教員や学生が感じ取った何かが新たな発信に結びつくことを期待します」と挨拶した。

基本協定の締結で、総合的に科学と芸術を極めている両機関が、幅広い分野において組織をあげて連携協力を行い、研究・人材育成・共同制作などを進めていくことになる。今後は、音楽と言語に共通する認知構造、バーチャルリアリティによる認知の変化、主観と環境の相互作用により創造性が生まれるか、人間の認知能力を超えた表現の創造可能性、新しい材料での表現創出などをテーマに、共同研究を展開していく予定。

— 平成20年度卒業式・修了式について —

3月25日（水）、11時より奏楽堂にて平成20年度卒業式が実施された。

今年の卒業式は、器楽科学部生による奏楽「弦楽四重奏曲 ト長調 K.387 第1楽章」（モーツァルト作曲）の清々しく典雅な響きで幕を開け、引き続き宮田亮平学長から卒業生、修了生それぞれの総代に学位記が、また別科修了生総代に修了証書が授与された。



その後、一旦暗くなった会場で、箏、鼓、笛、三味線などの慶祝の雰囲気になった演奏が、藤原睦子教授、三浦正義教授、萩岡松韻教授をはじめとする邦楽科の教員らにより奏でられる中、作務衣に着替えた宮田学長が改めて登壇し、卒業生からの喝采を受けながら、巨大な特製パネルに「悠」という文字を揮毫した。

学長式辞では、「悠」の文字を「水で心身が清められた平安な心の様子を表す字」と説明し、豊かな包容力をもって歩いていくよう、大学を巣立つ若者たちを激励した。

再びモーツァルトの同じ弦楽四重奏曲の第4楽章が演奏され、まさに藝大らしく和洋の音楽が彩る晴れやかな門出の式となった。

卒業式学長式辞

卒業おめでとう。

諸君と共に、この一瞬の慶びを分かち合いたいと思います。

「慶び」とは、心から嬉しく思うことですが、それと相反する苦しみや悲しみがあればこそ、「慶び」を心から実感できるのです。自分の胸に手をあて、藝大で過ごした日々を振り返ってみてください。今日に至るまで、数々の困難があったことでしょう。だからこそ、より大きな「慶び」があるのです。

はるか遠くを見据え、諸君の豊かな未来に、今日は「悠（ゆう）」という文字を贈ります。

この「悠」という文字は、人の身と心を一筋の水でもって洗い清めている様を表しています。まさに、身も心も清らかな今日の諸君を表していると言えるでしょう。未来を担うあなたたちに、心を込めて書きました。

【悠々】：十分に余裕があり、自己をしっかりと持つさま

【悠然】：落ち着いてゆったりとしているさま

【悠久】：はてしなく長く続いているさま

【悠遠】：時間的・空間的にはるかに遠いさま

いろいろな言葉が、この「悠」という字を軸に広がっていきます。これらはすべて、「悠」の字にある「心」というものが基になっているように思います。

私の好きな言葉の一つに、「人の笑顔は自分の心」という言葉があります。向かい合った人の笑顔が、あるいは悲しい目が、自分の心そのものを映す鏡なのです。どうか、この「悠」の文字のように、悠かをも包みこむ包容力をもって、演奏活動や作品制作をしていってほしい。表現者として、自分の内面である心が豊かである時こそ、人に「ときめき」を与えることができるのです。

諸君は、日本の芸術はもちろん、世界の芸術・文化の担い手です。京藝術大学で、素晴らしい先生方や事務の方々に見守られて成長した諸君を、私は自信をもって送り出すことができます。日本はもとより、世界で活躍されることを確信しています。悠かなる心を持って、旅立ってください。

今日の主役はあなたたちです。

会場を明るくして、みんなに照明を当ててください。みんな、いい目をしているね。第6ホールや第1ホール、第2ホールで中継映像をご覧のご父兄のみなさん、褒めてやってください。どうぞ彼らを讃えてやってください。

あなた達こそ、生きている文化の証しです。

今日、ここにある諸君を導いてくれた全ての方々へ感謝の気持ちを持ち続けてください。世に煩わされず、ゆったりと心静かに自分自身を見つめ続け、「悠然」と「悠久の時」を、「悠遠のごとく」生きて欲しいと思います。

おめでとう！



— 平成20年度卒業・修了買上作品について —

卒業制作の買上げ制度は、本学の前身である東京美術学校創設以来、今日まで121年に及ぶ伝統がある。

開校当初は参考資料が乏しく、学生数も比較的少ないためか各科共、卒業生のほとんど全員の卒業制作を買上げて収蔵していたが、明治末期から大正にかけては、卒業制作の半数近くを買上げており、昭和になってからは、各科の自主的な判断により、1点から3、4点の買上げが行われている。

この間、第2次大戦中の昭和18年から戦後の24年までの7年間は、卒業制作の買上げは全く中断し、東京芸術大学が発足してからは、各科1点が原則となって今日に至っている。

また、昭和52年度からは音楽学部作曲科の作品買上げを行っており、昨年までの買上げ作品は、自画像を含めて7,000点を越えている。

これらの買上げ作品は、本学における教育研究の貴重な参考資料として活用されていることは言うまでもなく、本学の歩み、さらには、日本の近代美術を具体的に物語るものとして貴重であり、今年度も引き続き優秀作品を買上げ、今日ここで認定書を授与する運びとなったものである。

平成20年度卒業・修了買上げ作品

大竹彩奈	大学院美術研究科	絵画専攻（日本画）	作品「酉の刻」
小山真徳	美術学部	絵画科（油画）	作品「おみやげ荒野」
森靖	大学院美術研究科	彫刻専攻	作品「恋愛百景－煌く木」
三上想	大学院美術研究科	工芸専攻（鑄金）	作品「どうぶつ・かべかけ」
岩井絵理	大学院美術研究科	デザイン専攻	作品「本の街の音」
小野哲也	大学院美術研究科	デザイン専攻	作品「軀白」
関野有希子	美術学部	建築科	作品「launching pad」
岡田洋坪	美術学部	先端芸術表現科	作品「Dr. ナポリタン」
小島花菜子	大学院美術研究科	芸術学専攻	作品「街」
武田裕子	大学院美術研究科	文化財保存学専攻	作品「国宝『山越阿弥陀図』京都国立博物館蔵の現状模写および装潢」

— 平成20年度サロン・ド・プランタン賞について —

1947年頃から日本に駐在していた、ベルギー国代理大使（総領事）シュバリエ氏の夫人を中心とした外交官夫人などの美術愛好家グループが、若い芸術家の創作活動を支援するため資金を集め、パリのサロン・ドートンヌにならって、東京にサロン・ド・プランタンを創始した。その展覧会の入賞者に対してサロン・ド・プランタン賞を与えていた。

このグループの活動は、1954年頃まで続き、シュバリエ夫人の帰国を機として解散することになり、その資金を財団法人西欧学芸研究所（理事長 上野直昭）に寄託し、以後の支援活動について同研究所に引き継いだ。西欧学芸研究所はこの基金で、本学美術学部卒業作品の中から美術学部教授会が推薦した優秀作品に対して、賞状と記念品を授与して表彰してきた。その後、資金が無くなった時点で賞の存続が検討され、大学の優秀賞としてサロン・ド・プランタン賞を継続することとなり、今日に至っている。

今年度の受賞者は、次のとおり。

平成20年度サロン・ド・ブランタン賞について

中村馨章	美術学部	絵画科（日本画）	作品「白昼夢」
大坂秩加	美術学部	絵画科（油画）	作品「それでは私達はまるで」
内田麻ゆ	美術学部	彫刻科	作品「風の音」
諏佐知子	大学院美術研究科	工芸専攻	作品「そらいろ」
鈴木麻衣子	美術学部	デザイン科	作品「incalculably」
大井隆弘	大学院美術研究科	建築専攻	作品「吉田五十八の住宅作品にみる 線的部材とその意味に関する 研究」
岩本愛子	大学院美術研究科	先端芸術表現専攻	作品「Girl in the Box」
絹谷香菜子	大学院美術研究科	芸術学専攻	作品「雲水群鶴図」
瀬田愛子	大学院美術研究科	文化財保存学専攻	作品「自在蛇置物」

— 平成20年度アカンサス音楽賞について —

この賞は、優秀な成績を得て音楽学部を卒業する者を顕彰するという目的で、平成11年度に制定された。「アカンサス音楽賞」の名称は、本学の徽章に用いられているアカンサスに由来する。受賞者は、各科からの推薦に基づき、音楽学部教授会で決定する。

今年の受賞者は、次のとおり。

武澤陽介	音楽学部	作曲科
三宅悠太	音楽学部	作曲科
ウィットマー クリス滕 榎	音楽学部	声楽科
谷垣千沙	音楽学部	声楽科
南あかり	音楽学部	声楽科
上原理生	音楽学部	声楽科
菅谷公博	音楽学部	声楽科
吉留倫太郎	音楽学部	声楽科
入江一雄	音楽学部	器楽科（ピアノ）
福本茉莉	音楽学部	器楽科（オルガン）
上敷領藍子	音楽学部	器楽科（ヴァイオリン）
瀧村依里	音楽学部	器楽科（ヴァイオリン）
濱崎麻里子	音楽学部	器楽科（管打楽）
福士マリ子	音楽学部	器楽科（管打楽）
流尾真衣	音楽学部	器楽科（古楽）
坂本理恵	音楽学部	邦楽科
萩岡信乃	音楽学部	邦楽科
内田枝里	音楽学部	楽理科
大王恵里子	音楽学部	楽理科
新林一雄	音楽学部	楽理科
高松真平	音楽学部	音楽環境創造科

— 平成20年度台東区長賞・奨励賞、取手市長賞、デザイン賞、
東京都知事賞、杜の会社賞について —

平成20年度の各賞受賞者が決定し、3月25日（水）事務局第2会議室において、賞状の授与が行われた。

今年の各賞の受賞者は次のとおり。

平成20年度台東区長賞受賞者

中村馨章	美術学部	絵画科（日本画）	作品「白日夢」
吉武弘樹	美術学部	絵画科（油画）	作品「帰郷」

平成20年度台東区長奨励賞受賞者

加藤大介	美術学部	彫刻科	作品「夢で見たかもしれない」
足立仁史	大学院美術研究科	彫刻専攻	作品「幽麗」
水代達史	美術学部	工芸科（彫金）	作品「天竺鮫」
櫛谷明日香	大学院美術研究科	工芸専攻	作品「花盛り」
久世温子	美術学部	デザイン科	作品「SASICO」
佐々木里史	大学院美術研究科	デザイン専攻	作品「Readable Chairs」

平成20年度取手市長賞受賞者

築山弘毅	美術学部	絵画科（日本画）	作品「孤影」
大野直志	美術学部	工芸科（彫金）	作品「万宝の星」

平成20年度デザイン賞受賞者

大桃洋祐	美術学部	デザイン科	作品「輝きの川」
櫻井稔	美術学部	デザイン科	作品「Roof」
白石美久	美術学部	デザイン科	作品「magic cover」
瀧下寛昭	美術学部	デザイン科	作品「ドア」
廣川まりあ	美術学部	デザイン科	作品「なくてななくせ」
佐々木里史	大学院美術研究科	デザイン専攻	作品「Readable Chairs」

平成20年度東京都知事賞受賞者

花井健太	美術学部	彫刻科	作品「賢者の企み」
本郷芳哉	大学院美術研究科	彫刻専攻	作品「静謐に降る光」
田伏香菜子	大学院美術研究科	工芸専攻	作品「オノマトペ」
大橋卓也	大学院美術研究科	デザイン専攻	作品「刺青模様」

平成20年度杜の会社賞〔杜賞〕受賞者

藤田航	大学院美術研究科	彫刻専攻	作品「雑草」
岩井絵理	大学院美術研究科	デザイン専攻	作品「本の街の音」
川部良太	大学院美術研究科	先端芸術表現専攻	作品「そこにあるあいだ」
虫本文	美術学部	彫刻科	作品「無題（クーロス）」

武笠由以子 大学院美術研究科 芸術学専攻 作品「マーク・ロスコージュルレアリスムからの影響とその後の展開」

— 第1回大賀典雄賞授与式について —

3月25日（水）、卒業式に先立ち、第1回大賀典雄賞の授与式が、学長室にて行われた。この賞は、音楽学部第一期卒業生である大賀典雄氏（ソニー株式会社相談役）からの寄附によって創設され、極めて優秀な成績を修めた音楽学部卒業生に授与されるもの。

初年度となる今年は、声楽科の谷垣千沙さんと、器楽科（ピアノ）の入江一雄さんが選ばれ、宮田亮平学長から賞状と奨学金目録が手渡された。

授与式には、大賀氏ご本人も出席され、受賞した2名に対し、「若い間に海外へ留学する機会やリサイトを開く機会をもつために、この奨学金を活かしてほしい」と奨学金創設の思いを伝えた。



— 映像研究科映画専攻修了制作展の開催について —

3月27日（金）から3日間にわたり、横浜校地馬車道校舎において大学院映像研究科映画専攻第三期生修了制作作品が上映された。

上映された作品は、十文字香菜子監督・脚本の「セジと少年合唱団」、遠山智子監督「よるのくちぶえ」、西野真伊監督・脚本「死んだらゲームをすればいい」、野原位監督「Elephant Love」、真利子哲也監督・脚本「イエローキッド」の5作品。

— 平成20年度長期精励者表彰式と退職者懇親会の実施について —

3月27日（金）、定年により退職する職員に対する辞令交付及び長期精励者等表彰式が学長室で行われた。奏楽堂前で、事務系職員、教員それぞれが記念撮影に納まり、その後、事務局第2会議室において退職者懇談会が行われた。



前列左から、宮田学長、樫田課長補佐



前列左から櫃田教授、山本教授、米林教授、六角教授、宮田学長、
田淵副学長、増村教授、浦田教授、朝倉教授、藤原教授
後列左4人目から片山教授、北田教授、大橋准教授、船山教授

— 平成20年度公開講座実施報告 —

講座名	募集人数 人	応募者数 人	受講者数 人	充足率 %	備考
体操教室	15	9	9	60	
児童のためのラート教室	6	2	2	33	
陶芸（初級）	50	72	50	100	抽選実施
陶芸（中級）	30	64	30	100	抽選実施
陶芸（上級）	15	39	15	100	抽選実施
テラコッタ技法による彫刻制作（ヒトを造る）	21	41	25	119	抽選実施
油画（前期）	63	102	71	113	抽選実施
今日の美術を楽しむ	30	62	40	133	抽選実施
版画 リトグラフ実技・スクリーン・リト実技	36	48	36	100	抽選実施
油画（後期）	63	76	76	121	
銀でつくる装身具	22	54	23	105	抽選実施
ステンドグラス	20	15	15	75	
きらびやかな漆の世界～蒔絵～	20	27	20	100	抽選実施
ガラス造形講座ガラス工芸初級 土曜日コース, 日曜日コース	16	13	13	81	
手作り木工～スツールを作る～	20	25	25	125	
七宝でつくるー打ち針、すり針七宝ー	20	15	15	75	
美術学部計	447	664	465	104	

指揮法入門	50	34	34	68	
声楽公開講座	100	147	147	147	
〈さくら〉〈春の海〉を弾こう	30	23	23	77	
初めてののお囃子	40	29	29	73	
フットジャンを楽しく！	40	39	39	98	
はじめてのシタール	20	16	16	80	
はじめてのカヤガム	20	19	19	95	
音楽学部計	300	307	307	102	

サウンドプログラミングワークショップ	16	9	9	56	
ビジュアルプログラミング VVVV ワークショップ	20	11	11	55	
フィジカルコンピューティングワークショップ	25	36	26	104	抽選実施
サウンドプログラミングワークショップ	20	19	19	95	
芸術情報センター計	81	75	65	80	

総計	828	1,046	837	101	
----	-----	-------	-----	-----	--

— 平成20年度受託研究等受け入れ実績 —

(平成20年度受託研究・共同研究・受託事業受入実績一覧)

種別	受入部局	研究代表者	研究題目	相手先
受託研究	美術研究科	上野勝久	加賀市東谷地区の伝統的建造物群に関する調査研究	加賀市長
受託研究	美術研究科	上野勝久	倉吉市打吹玉川地区の伝統的建造物群に関する調査研究	倉吉市長
受託研究	音楽学部	西岡龍彦	美術展における音楽環境の研究 「フェルメール展 光の天才画家とデルフトの巨匠たち」	株式会社東京放送事業本部副本部長
受託研究	音楽学部	畑 瞬一郎	足立区における多層的な文化芸術環境の創造に関する調査研究〔2年次〕(研究統括及び事業評価)	足立区教育委員会
受託研究	音楽学部	畑 瞬一郎	足立区における多層的な文化芸術環境の創造に関する調査研究〔2年次〕(音楽教育支援活動)	足立区教育委員会
受託研究	音楽学部	畑 瞬一郎	足立区における多層的な文化芸術環境の創造に関する調査研究〔2年次〕(高齢者、障害児対象の音楽療法活動)	足立区教育委員会
受託研究	音楽学部	畑 瞬一郎	足立区における多層的な文化芸術環境の創造に関する調査研究〔2年次〕(生涯学習事業：親子音楽教室)	足立区教育委員会
受託研究	音楽学部	畑 瞬一郎	足立区における多層的な文化芸術環境の創造に関する調査研究〔2年次〕(生涯学習事業：文化講座)	足立区教育委員会
受託研究	音楽学部	畑 瞬一郎	足立区における多層的な文化芸術環境の創造に関する調査研究〔2年次〕(区民向け演奏会等の文化芸術活動)	足立区教育委員会
受託研究	音楽学部	畑 瞬一郎	足立区における多層的な文化芸術環境の創造に関する調査研究〔2年次〕(千住キャンパス活動発信事業)	足立区教育委員会
受託研究	音楽学部	畑 瞬一郎	足立区における多層的な文化芸術環境の創造に関する調査研究〔2年次〕(区民参加を環境の醸成を目的とした文化芸術活動)	足立区教育委員会
受託研究	音楽学部	畑 瞬一郎	足立区における多層的な文化芸術環境の創造に関する調査研究〔2年次〕(冬季における音楽と光のイベント)	足立区教育委員会
受託研究	美術学部	長濱雅彦	ビール類商品の企業ロゴ及びシンボルに関する評価の研究	アサヒビール株式会社お客様生活文化研究所
受託研究	美術学部	上野勝久	取手市指定文化財 東漸寺観音堂及び山門の解体調査研究	宗教法人東漸寺
受託研究	美術学部	木戸 修 篠原行雄	取手ストリートアートステージ2008	取手市
受託研究	美術学部	工藤晴也	壁画によるまちづくり	取手市
受託研究	美術研究科	藪内佐斗司	正覚院「木造釈迦如来立像」調査研究および造像研究	八千代市立郷土博物館学芸室
受託研究	美術研究科	藪内佐斗司	①臨済宗 大徳寺派 天現寺「木造善賦師童子像・木造吉祥天像」調査研究および修復研究 ②臨済宗 大徳寺派 天現寺「木造毘沙門天像」調査研究および像造研究	宗教法人臨済宗大徳寺派天現寺
受託研究	美術学部	大西 博	みなかみ町芸術のまちづくりへの提案	みなかみ町
受託研究	美術学部	関出 梅原幸雄	絵画用紙の諸相とその發揮について	小津産業株式会社 株式会社小津商店

受託研究	音楽学部	西岡龍彦	店舗空間における音楽とその音響効果に関する研究	株式会社ハーフノート
受託研究	美術学部	手塚雄二	国宝「源氏物語絵巻」現状模写（後期）	財団法人五島美術館
受託研究	美術学部	本郷 寛	心と体のための美術カリキュラム開発研究	凸版印刷株式会社
受託研究	音楽学部	丸井淳史	音楽理論に基づく魅力的な自動車加速音の研究	日産自動車株式会社
受託研究	美術学部	清水泰博	オフィス空間の研究と新たなオフィス家具の提案	株式会社くろがね工作所
受託研究	美術学部	蓮見智之	荒川区新設小学校校章デザイン研究	荒川区
受託研究	美術学部	尾登誠一	創造性開発のためのワークステーション環境のデザイン提案	プラス株式会社
受託研究	美術学部	六角鬼丈	新吉川駅・武蔵野操車場跡地 まちづくりコンセプトの作成	吉川市役所
受託研究	美術学部	北川原 温	創造的家具デザインの実現に向けた実践的研究	株式会社岡村製作所
受託研究	美術学部	長濱雅彦	ホスピタリティをテーマにしたオフィス家具のデザイン研究	株式会社イトーキ
受託研究	音楽学部	熊倉純子	市民参加交流型アートポイント事業構築に向けた基本計画策定研究委託	東京都
受託研究	美術学部	橋本和幸	ホテルインテリアのデザインマニュアル作成についての研究	株式会社JALホテルズ
受託研究	美術学部	六角鬼丈	「取手けいりんサイクルアートプロジェクト4thステージ」トータルイメージデザイン策定	茨城県自転車競技事務所
受託研究	音楽学部	熊倉純子	市民参加型アートポイント事業構築に向けた実施計画策定研究	財団法人東京都歴史文化財団
受託研究	美術学部	橋本和幸	メッセージを発信するオフィス家具のデザイン研究	コクヨ株式会社
受託研究	音楽学部	亀川 徹	店舗空間における音楽とその音響効果に関する研究	株式会社ピーシーズ
受託研究	美術学部	宮田亮平	日枝神社における古江戸、武蔵野の植物画（天井絵）の表現研究と創造	宗教法人日枝神社
受託研究	美術研究科	稲葉政満	ベンガラ系塗装材の耐光性試験	宗教法人平等院
受託研究	大学院映像研究科	藤幡正樹	デジタルメディアを基盤とした新しい芸術創造に関する研究	独立行政法人科学技術振興機構
受託研究	美術学部	手塚雄二	国宝「源氏物語絵巻」現状模写（前期）	財団法人五島美術館
受託研究	美術研究科	藪内佐斗司	茨城県取手市長禅寺「十一面観音立像（一木造り）」および「十一面観音立像（漆箔像）」の調査研究および修復研究	宗教法人長禅寺
受託研究	美術研究科	藪内佐斗司	小西大閑堂所蔵の木造阿弥陀如来坐像、木造阿弥陀如来立像（小）、木造阿弥陀如来立像（大）、木造文殊菩薩坐像 調査研究および修復研究	小西大閑堂店主 小西康仁
受託研究	美術研究科	藪内佐斗司	茨城県桜川市小山寺「薬師如来立像」の調査研究および修復研究	天台宗小山寺
受託研究	美術研究科	田淵俊夫	消失した重要文化財大徳寺方丈障壁画狩野探幽筆「猿曳図」の再現模写	宗教法人大徳寺
受託研究	美術研究科	木島隆康	望月桂 油画作品15点の調査と修復	望月明美
共同研究	大学院映像研究科	桂 英史	全天周と極小領域映像を扱うための入出力機器の研究開発	独立行政法人科学技術振興機構
共同研究	音楽学部	亀川 徹	ブルーレイ規格検証用リファレンス音源制作	パナソニック株式会社AVCネットワーク社
共同研究	音楽学部	迫 昭嘉	ピアノアクションの演奏性についての研究	株式会社河合楽器製作所
受託事業	音楽学部	松下 功	2008年日本国際賞授賞式式典及び祝宴における演奏	国際科学技術財団
受託事業	演奏芸術センター	松下 功	平成20年春の叙勲勲章伝達式における演奏、平成20年春の褒章伝達式における演奏	文部科学省大臣官房人事課長
受託事業	美術学部	六角鬼丈	上野タウンアートミュージアム実施委託	台東区長

受託事業	大学院映像研究科	藤幡正樹	文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業	横浜市
受託事業	美術学部	大西 博	赤倉芸術交流センターを拠点にしたアカデミー・イン・レジデンス事業	地縁法人赤倉温泉区
受託事業	美術学部	林 武	平成20年度文化庁芸術団体人材育成支援事業《個別団体》「『彫刻・林間学校』ワークショップと展覧会」	文化庁
受託事業	美術学部	飯野一朗	2008「TOKYO GOLD WEEK」における金のオブジェ制作	田中貴金属工業株式会社
受託事業	音楽学部	守山光三	文京シビック合唱団 第6回定期演奏会	文京シビック合唱団
受託事業	音楽学部	佐野靖 杉本和寛	平成20年度文化庁芸術活動基盤充実事業「『日本のうた』の普及啓発活動と地域活性化に関する調査研究」	文化庁
受託事業	音楽学部	根木 昭	平成20年度文化庁芸術活動基盤充実事業「地方公共団体が保有する民俗芸能の保護政策に係る資料の収集とデータベース化」	文化庁
受託事業	音楽学部	根木 昭	アートマネジメント人材の育成に関する調査研究	文化庁
受託事業	美術学部	蓮見智幸	「藝大 Design Project in ADACHI 2008」の設営運営委託	足立区産業経済部
受託事業	演奏芸術センター	金 昌国	北とびあ国際音楽祭2008『藝大とあそぼうin北とびあ』	財団法人北区文化振興財団
受託事業	美術学部	渡辺好明	茨城県南における芸術活動活性化推進事業	茨城県南芸術の門創造会議
受託事業	音楽学部	安藤誠輝	第23回国民文化祭・いばらき2008における演奏	第23回国民文化祭取手市実行委員会
受託事業	演奏芸術センター	松下 功	平成20年の文化功労者顕彰式における演奏、平成20年秋の叙勲勲章伝達式における演奏、平成20年春の褒章伝達式における演奏	文部科学省大臣官房人事課長
受託事業	大学院映像研究科	岡本美津子	NHK教育フェア「ケータイ科学」展示	株式会社NHKエデュケーショナル
受託事業	美術学部	越 宏一 片山まび	無形文化財・民俗文化財を支える用具・原材料の現状に関する調査研究事業実施業務	文化庁
受託事業	演奏芸術センター	松下 功	文部科学大臣優秀教員表彰式における演奏	文部科学省
受託事業	音楽学部長	松下 功	LEXUS Concert in 東京藝大2008—スラブ音楽の楽しみ—	東京トヨペット株式会社
受託事業	美術学部	島田文雄	平成20年度文化庁芸術活動基盤充実事業「釉下五彩技法と中国絵画哲学『写意』との関係の調査研究」	文化庁
共同事業	映像研究科		「ラッシュライフ」の映画共同制作	株式会社衛星劇場 株式会社IMAGICA アミューズソフトエンタテインメント株式会社 株式会社電通キャスティング アンドエンタテインメント

— 演奏会等の実施について —

◆ 第四回 東京芸術大学奏楽堂企画 学内公募最優秀企画 「怪談～前衛音楽が語る怪奇な物語～」

日 時 : 2009年3月14日(土) 15:00開演
 会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂
 入 場 料 : 無料(全席自由)
 主 催 : 東京芸術大学演奏藝術センター
 東京芸術大学音楽学部
 協 賛 : THE ROLEX INSTITUTE
 スタインウェイジャパン株式会社
 語 り 部 : 鹿野 真央
 作 曲 : 篠田 大介、松岡あさひ、小田 朋美
 指 揮 : 田中 祐子
 演 奏 : 東京芸術大学音楽学部有志学生
 美 術 : 土屋多加史
 美 術・照 明 : 青木 拓也
 舞 台 監 督 : 羽賀 義博
 振 付 (荒 絹) : 西国領君嘉
 出 演 : 東京芸術大学有志学生
 特 別 出 演 : 甲斐田裕子 ((株)賢プロダクション)
 池宮 中夫 (Dance Company Nomade～s)
 熊谷乃理子 (Dance Company Nomade～s)
 宣 伝 描 画 : 加藤 由美
 宣 伝 美 術 : 岩井 絵理
 演 奏 者 統 括 : 神原いづみ
 制 作 : 久保奈津実、高橋 麻衣、西崎 萌恵
 企 画 : 村上 史郎
 当 日 の 観 客 数 : 911名 (全座席数1,102席)

◆ 藤原睦子 大橋萬寿子 退任記念公演

日 時 : 2009年3月16日(月) 19:00開演
 会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂
 入 場 料 : 無料 事前申し込み制
 主 催 : 東京芸術大学音楽学部
 東京芸術大学演奏藝術センター
 共 催 : 東京芸術大学音楽学部同声会
 後 援 : 台東区芸術文化財団
 協 力 : 東京芸術大学音楽学部邦楽科有志
 プ ロ グ ラ ム : 日本舞踊「吉田御殿」
 長唄「あかね富士」
 対談—藝大今昔—
 東音 味見 亨 (東京芸術大学名誉教授)
 四世 花柳 壽輔 (花柳流宗家家元)
 司 会 : 瀧井 敬子
 日本舞踊「老松」
 長唄「鳥羽の恋塚」
 当 日 の 観 客 数 : 818名 (全座席数942席)

— 職員研修 —

- 1 研修名 : 勤務時間の短縮に関する説明会
- 期 間 : 平成21年3月6日
- 主 催 : 人事院関東事務局
- 会 場 : さいたま新都心合同庁舎1号館
- 参加者 : 田野邊 和也

人 事

— 人事異動 —

平成21年3月30日付（役員）

辞 職 理事（総務担当） 堀 江 振一郎

平成21年3月31日付（役員）

辞 職 理事（研究担当） 田 淵 俊 夫

関係法令等

法令番号	事 項	官 報 登 録 年 月 日
文部科学省令 第3号	学校教育法施行規則の一部を改正する省令	平成21年3月9日 号外第46号
文部科学省令 第5号	学校教育法施行規則の一部を改正する省令	平成21年3月9日 本紙第5038号
政令第53号	学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令	平成21年3月25日 本紙第5037号
文部科学省令 第9号	義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき 教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の 最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令	平成21年3月31日 号外第67号
文部科学省令 第3号	学校教育法施行規則の一部を改正する省令	平成21年3月31日 号外第67号
文部科学省令 第10号	学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う 文部科学省関係省令の整備等に関する省令	平成21年3月31日 号外第67号
文部科学省令 第15号	国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令	平成21年3月31日 号外第67号

学内規則等

◎東京芸術大学大学美術館所蔵品管理要項等の制定について

(制定理由)

本学大学美術館が所蔵する美術品及び収蔵品の管理事務の取扱いについて、必要な事項を定める。
また、関連する規則について所要の改正を行う。

(制定規則)

東京芸術大学大学美術館所蔵品管理要項

(改正規則)

東京芸術大学固定資産管理規則
東京芸術大学動産等管理要項
東京芸術大学不動産管理要項
東京芸術大学図書管理要項

(主な内容)

- 東京芸術大学大学美術館所蔵品管理要項
大学美術館の所蔵品について、管理事務その他必要な事項を定める。
- 東京芸術大学固定資産管理規則
管理台帳の名称を変更する。
- 東京芸術大学動産等管理要項
同要項で管理する動産等の区分中、大学美術館の所蔵品を除く規定を設ける。その他字句修正。
- 東京芸術大学不動産管理要項
- 東京芸術大学図書管理要項
その他字句修正。

(審議経過)

平成21年3月10日 事務協議会

(施行期日)

即日

○東京芸術大学大学美術館所蔵品管理要項

平成21年3月16日学長裁定

(目的)

第1条 この要項は、東京芸術大学固定資産管理規則（以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、本学大学美術館（以下「大学美術館」という。）が所蔵する美術品及び収蔵品（以下「所蔵品」という。）の管理事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ効率的で良好な管理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要項は、大学美術館におけるすべての所蔵品の管理及び手続に適用する。

(所蔵品の定義)

第3条 この要項における所蔵品とは、大学美術館が組織として管理し収蔵するものであって、東京芸術大学大学美術館運営細則第2条に掲げる資料で、展示公開及び教育研究の用に供するものをいう。

(所蔵品管理責任)

第4条 東京芸術大学会計通則第48条第2項に規定する資産管理責任者（以下「資産管理責任者」という。）は、規則第5条第1項の規定に基づき所蔵品に係る管理事務を行わせるため所蔵品管理責任者（以下「所蔵品管理責任者」という。）を置き、大学美術館長をもって充てる。

2 所蔵品管理責任者は、所蔵品に係る管理事務を補助させるため所蔵品管理責任補助者（以下「所蔵品管理責任補助者」という。）を置き、大学美術館常勤教員をもって充てる。

3 所蔵品管理責任補助者は、収蔵庫における所蔵品の状況を常に把握するとともに、展示、写真撮影、調査研究等のため所蔵品を収蔵庫から出し入れするものとする。

（所蔵品の取得価額）

第5条 所蔵品の取得価額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）購入した所蔵品 購入価額

（2）寄附により取得した所蔵品 評価額

（3）本学において製作した所蔵品 その製作に要した経費（経費の算出が困難な場合は、備忘価額）

（所蔵品の管理事務）

第6条 所蔵品管理責任者は、所蔵品の増減及び現在高を明らかにするために所蔵品管理台帳を作成し、保管しなければならない。

（分類）

第7条 所蔵品管理責任者は、所蔵品の適正な管理を図るため、別表のとおり所蔵品の種別に従い所蔵品分類表を定め、それぞれの所蔵品の属すべき分類を決定しなければならない。

（所蔵品の受入）

第8条 所蔵品の受入をするときは、所蔵品管理台帳に記録することにより一点又は一件に対し登録番号を与え、所蔵品にその登録番号を表示しなければならない。ただし、表示することができない場合又は表示する必要がない場合は、これを省略することができる。

（所蔵品の点検調査）

第9条 所蔵品管理責任者は、所定の年限により循環照合を行い、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を实地に確かめなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、所蔵品管理責任者が必要と認めるときは、随時点検調査を実施するものとする。

3 所蔵品管理責任者は、点検調査の結果、所蔵品管理台帳と現品の照合に差異を認めた場合には、その原因を調査して対策を講じるとともに、再発防止に努めるものとする。

4 所蔵品管理責任者は、点検調査の結果、滅失、亡失又はき損している所蔵品について、資産管理責任者にその旨を報告しなければならない。

（減損の兆候）

第10条 資産管理責任者は、事業年度毎に所蔵品の減損に関する調査を所蔵品管理責任者に行わせ、減損の兆候の有無を判定しなければならない。

2 所蔵品管理責任補助者は、前項に基づく所蔵品管理責任者の調査に協力するとともに、当該調査の実施にかかわらず、所蔵品について減損の兆候に該当すると認められる事実が生じた場合には、その旨を所蔵品管理責任者に報告しなければならない。

3 所蔵品管理責任者は、前項の報告を受けた時は遅滞なく、その事実が生じた旨及び今後の使用予定をとりまとめ、資産管理責任者に報告しなければならない。

（減損の認識）

第11条 資産管理責任者は、減損の兆候があると判定した場合には、当該所蔵品の今後の使用予定を勘案して減損の認識の有無を判定し、これを経理責任者に通知するものとする。

2 前項の減損の認識にあたっては、中期計画等の想定範囲内で生じたかについて判定しなければならない。

（処分）

第12条 所蔵品管理責任者は、資産として登録されている所蔵品が次の各号の一に該当する場合は、処分することができる。

（1）破損又は汚損が著しく、修復不能な所蔵品で教育研究資料として利用に耐えないもの

（2）第9条に定める点検調査の結果、亡失を確認した日から5年以上経過したもの

（3）天災又は火災により滅失したもの

（4）保存の必要がないと認められたもの

（5）その他所蔵品管理責任者が処分を適当と認めたもの

2 所蔵品管理責任者は、処分する所蔵品について、売却、贈与又は廃棄のうちから取扱方法を決定する。

(除却)

第13条 所蔵品管理責任者は、前条により処分した場合は、すみやかに除却を行うものとする。

附 則

この要項は、平成21年3月16日から施行する。

別表(第7条関係) 所蔵品分類表

作品分類コード	区 分	分 類
101	美術品	文化財
102	美術品	東洋画真蹟
103	美術品	東洋画模本
104	美術品	西洋画
105	美術品	版画
106	美術品	書蹟
107	美術品	彫刻
108	美術品	金工
109	美術品	漆工
110	美術品	陶磁器
111	美術品	染織
112	美術品	建築
113	美術品	考古
114	美術品	学生制作品
115	美術品	雑美術工芸品
201	収蔵品	雑標本
202	収蔵品	動物標本
203	収蔵品	写真
204	収蔵品	写真種板
205	収蔵品	石膏
206	収蔵品	拓本
207	収蔵品	版木
208	収蔵品	複製
209	収蔵品	音楽
210	収蔵品	学生制作品(音楽)
211	収蔵品	学生制作品(映像)
212	収蔵品	その他

○東京芸術大学固定資産管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学固定資産管理規則 (略) (管理台帳) 第9条 会計通則第48条第1項に定める管理台帳 は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 固定資産台帳 (2) 図書台帳 (3) <u>所蔵品管理台帳</u>	○東京芸術大学固定資産管理規則 (略) (管理台帳) 第9条 会計通則第48条第1項に定める管理台帳 は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 固定資産台帳 (2) 図書台帳 (3) <u>美術品台帳</u>

<p>(4) 貸付台帳 2 管理台帳は、別に定める分類に基づいて記録を行うものとする。 3 第1項に規定する管理台帳の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 固定資産台帳 除却後5年保存（土地については30年保存） (2) 図書台帳 30年保存 (3) <u>所蔵品管理台帳</u> 30年保存 (4) 貸付台帳 貸付終了後5年保存 (略)</p> <p>附 則 この規則は、平成21年3月16日から施行する。</p>	<p>(4) 貸付台帳 2 管理台帳は、別に定める分類に基づいて記録を行うものとする。 3 第1項に規定する管理台帳の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 固定資産台帳 除却後5年保存（土地については30年保存） (2) 図書台帳 30年保存 (3) <u>美術品台帳</u> 30年保存 (4) 貸付台帳 貸付終了後5年保存 (略)</p>
--	---

○東京芸術大学動産等管理要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○東京芸術大学動産等管理要項 (略)</p> <p>(目的) 第1条 この要項は、東京芸術大学固定資産管理規則（以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、本学における動産等（規則第4条第9号に規定する動産等の内、図書、<u>大学美術館が所蔵する美術品及び収蔵品</u>、現金、有価証券及び無形固定資産を除く。以下同じ。）の管理事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ効率的で良好な管理を行うことを目的とする。 (略)</p> <p>(動産等の区分) 第4条 動産等は、次に掲げる区分とする。 (1) 固定資産 <u>大学美術館以外の部局が所蔵する収蔵品及び耐用年数が1年以上で1個又は1組の取得価格が50万円以上の動産等</u> (2) 少額備品 1個又は1組の取得価格が10万円以上50万円未満で、1年以上使用が予定されている動産等 (略)</p> <p>附 則 この要項は、平成21年3月16日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">○東京芸術大学動産等管理要項 (略)</p> <p>(目的) 第1条 この要項は、東京芸術大学固定資産管理規則（以下「規則」という。）第28条の規定に基づき、本学における動産等（規則第4条第8号に規定する動産等の内、図書、<u>美術品・収蔵品</u>、現金、有価証券及び無形固定資産を除く。以下同じ。）の管理事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ効率的で良好な管理を行うことを目的とする。 (略)</p> <p>(動産等の区分) 第4条 動産等は、次に掲げる区分とする。 (1) 固定資産 耐用年数が1年以上で1個又は1組の取得価格が<u>50万円以上の動産等</u> (2) 少額備品 1個又は1組の取得価格が10万円以上50万円未満で、1年以上使用が予定されている動産等 (略)</p>

○東京芸術大学不動産管理要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
<p>○東京芸術大学不動産管理要項</p> <p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、東京芸術大学固定資産管理規則（以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、本学における不動産管理事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ効率的で良好な管理を行うことを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成21年3月16日から施行する。</u></p>	<p>○東京芸術大学不動産管理要項</p> <p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、東京芸術大学固定資産管理規則（以下「規則」という。）第28条の規定に基づき、本学における不動産管理事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ効率的で良好な管理を行うことを目的とする。</p> <p>(略)</p>

○東京芸術大学図書管理要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
<p>○東京芸術大学図書管理要項</p> <p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、東京芸術大学固定資産管理規則（以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、本学における図書管理事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ効率的で良好な管理を行うことを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成21年3月16日から施行する。</u></p>	<p>○東京芸術大学図書管理要項</p> <p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、東京芸術大学固定資産管理規則（以下「規則」という。）第28条の規定に基づき、本学における図書管理事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ効率的で良好な管理を行うことを目的とする。</p> <p>(略)</p>

◎東京芸術大学契約規則等の一部を改正する規則等の制定について

(改正理由)

会計業務の改善・効率化のため、契約事務において見積書の徴取を省略するための所要の改正を行う。

(改正規則等)

東京芸術大学契約規則
東京芸術大学契約事務取扱要項

(主な内容)

見積書の徴取を省略できる規定に予定価格が100万円未満の契約の場合を追加する。

(審議経過)

平成21年 3月10日 事務協議会

(施行期日)

平成21年 4月 1日

○東京芸術大学契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>○東京芸術大学契約規則</p> <p>(略)</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第36条 随意契約によろうとするときには、<u>なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、別に定める場合は見積書の徴取を省略することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この要項は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○東京芸術大学契約規則</p> <p>(略)</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第36条 随意契約によろうとするときには、見積書を徴さなければならない。</p> <p><u>2 前項のうち、予定価格が100万円以上の場合においてはなるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。</u></p> <p>(略)</p>

○東京芸術大学契約事務取扱要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
<p>○東京芸術大学契約事務取扱要項</p> <p>(略)</p> <p>(見積書の徴取等)</p> <p>第10条 法令に基づいて取引価格(料金等)が定められている場合<u>又は予定価格が100万円未満の契約の場合には、別表にかかわらず見積書の徴取</u></p>	<p>○東京芸術大学契約事務取扱要項</p> <p>(略)</p> <p>(見積書等の徴取)</p> <p>第10条 法令に基づいて取引価格(料金等)が定められている場合には、別表にかかわらず見積書を省略することができる。</p>

を省略することができる。

- 2 契約事務受任者は、特定の商社等と契約しようとするときは、選定理由書（商社等の選定）（別紙様式第11号）を添付するものとする。
- 3 契約事務受任者は、特定の品目等を指定しようとするときは、選定理由書（品目等選定）（別紙様式第12号）を添付するものとし、競争の余地がないときは、その理由を選定理由書に附記するものとする。
- 4 契約の内容が一括できるものは、なるべく取りまとめ見積を行い、経費の節約を図ること。

(略)

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 契約事務受任者は、特定の商社等と契約しようとするときは、選定理由書（商社等の選定）（別紙様式第11号）を添付するものとする。

3 契約事務受任者は、特定の品目等を指定しようとするときは、選定理由書（品目等選定）（別紙様式第12号）を添付するものとし、競争の余地がないときは、その理由を選定理由書に附記するものとする。

4 契約の内容が一括できるものは、なるべく取りまとめ見積を行い、経費の節約を図ること。

(略)

◎東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則の制定について

(改正理由)

大学院美術研究科（修士課程）デザイン専攻の入学定員の変更に伴い、所要の改正を行う。

(改正学則)

「東京芸術大学大学院学則」
第6条（入学定員及び収容定員）

(審議経過)

- 平成21年2月3日 事務協議会
- 2月26日 美術学部教授会
- 2月27日 映像研究科教授会
- 2月28日 音楽学部教授会
- 3月5日 教育研究評議会
- 同日 役員会

(施行期日)

平成21年4月1日

○東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則 新旧対照表

新							旧						
○東京芸術大学大学院学則 (略) (入学定員及び収容定員) 第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。							○東京芸術大学大学院学則 (略) (入学定員及び収容定員) 第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。						
研究科名	修士課程			博士後期課程			研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員		専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
美術研究科	絵画専攻	47	94	美術専攻	25	75	美術研究科	絵画専攻	47	94	美術専攻	25	75
	彫刻専攻	15	30					彫刻専攻	15	30			
	工芸専攻	28	56					工芸専攻	28	56			
	デザイン専攻	<u>30</u>	<u>60</u>					デザイン専攻	<u>22</u>	<u>44</u>			
建築専攻	16	32	文化財保存学専攻	10	30	美術研究科	建築専攻	16	32	文化財保存学専攻	10	30	
芸術学専攻	21	42					芸術学専攻	21	42				
先端芸術表現専攻	24	48					先端芸術表現専攻	24	48				
計	<u>199</u>	<u>398</u>				計	<u>191</u>	<u>382</u>					
音楽研究科	作曲専攻	9	18	音楽専攻	25	75	音楽研究科	作曲専攻	9	18	音楽専攻	25	75
	声楽専攻	20	40					声楽専攻	20	40			
	器楽専攻	43	86					器楽専攻	43	86			
	指揮専攻	3	6					指揮専攻	3	6			
	邦楽専攻	9	18					邦楽専攻	9	18			

	音楽文化 学専攻	35	70			
	計	119	238		25	75
映像研究 科	映画専攻	32	64	映像 メディア 学 専攻	3	9
	メディア	16	32			
	映像専攻	16	32			
	アニメー ション専 攻					
	計	64	128		3	9
合計		382	764		63	189

(略)

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第6条に定める美術研究科の専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度は次のとおりとする。

研究科名	修士課程	
	専攻名	収容定員
美術研究科	絵画専攻	94
	彫刻専攻	30
	工芸専攻	56
	デザイン 専攻	52
	建築専攻	32
	芸術学専攻	42
	先端芸術 表現専攻	48
	文化財 保存学専攻	36
	計	390
	音楽研究科	作曲専攻
声楽専攻		40
器楽専攻		86
指揮専攻		6
邦楽専攻		18
音楽文化 学専攻		70
計		238
映像研究科		映画専攻
	メディア	32
	映像専攻	
	アニメー ション専攻	32
	計	128
合計		756

	音楽文化 学専攻	35	70			
	計	119	238		25	75
映像研究 科	映画専攻	32	64	映像 メディア 学 専攻	3	9
	メディア	16	32			
	映像専攻	16	32			
	アニメー ション専 攻					
	計	64	128		3	9
合計		374	748		63	189

(略)

◎東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則等の制定について

1. 公務員の勤務時間改定に準じた改正

(改正理由)

近年の民間企業の所定労働時間の状況にかんがみ、平成20年8月11日に「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」の適用を受ける国家公務員の勤務時間を平成21年度から1日7時間45分、1週38時間45分に改定する旨の人事院勧告が行われ、平成20年12月18日に勧告どおりに関連法を改正することが国会で可決された。

これを踏まえ、本学でも国家公務員に準じ、所定勤務時間を短縮するための改正を行う。

(改正規則等)

- 「東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則」
- 「東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則」
- 「東京芸術大学職員の再任用に関する規則」
- 「東京芸術大学職員の再任用に関する細則」
- 「東京芸術大学事務等非常勤職員就業規則」
- 「東京芸術大学教育研究等非常勤職員就業規則」
- 「東京芸術大学招聘教員就業規則」
- 「東京芸術大学ティーチング・アシスタント実施要項」
- 「東京芸術大学リサーチ・アシスタント実施要項」

(主な改正点)

- ① 1日の所定勤務時間 8時間 → 7時間45分
1週間の所定勤務時間 40時間 → 38時間45分
- ② 終業時刻 午後5時30分 → 午後5時15分
(育児等特例措置 午後5時15分 → 午後5時)
- ③ パートタイマーの所定労働時間の上限
常勤職員の4分の3 → 週30時間
- ④ 年次有給休暇の付与単位 半日を廃止し1日及び時間単位で使用
分単位をストックし時間に換算して使用
- ⑤ 超過勤務手当 1日あたり7時間45分、1週間あたり38時間45分超を割増支給

2. 特別手当の改定

(改正理由)

国家公務員の地域手当の支給割合が改定されることを踏まえ、本学における人件費抑制も考慮し、特別手当の支給割合を1%引き上げる改定を行う。

(改正規則)

- 「東京芸術大学職員給与規則」

(改正点)

特別手当の支給割合 2% → 3%

【参考】

国家公務員の地域手当の支給割合 平成21年4月1日
東京都特別区 16% → 17%
取手市 9% → 12%

横浜市 12% → 12%
 奈良市 7% → 9%

3. 招聘教員の懲戒関係規定の整理

(改正理由)

国の非常勤職員のうち一部の者（諮問会議評議員等）は国家公務員倫理法の対象外であり、法人化後に本学で制度化した招聘教員についても非常勤職員であることから、招聘教員就業規則に倫理関係の懲戒事由を示していない。

しかしながら、本学の非常勤職員は職員倫理規則並びに職員懲戒規則の適用を受ける者であり、招聘教員も倫理関係の非違行為があった場合は、他の職員と同様、懲戒規則に基づき処分を行う必要があることから、常勤職員等と同じ懲戒事由となるよう、改正を行う。（招聘教員就業規則第49条第4項に、懲戒についての詳細事項は、職員懲戒規則を適用する旨の規定があるため、改正により同じ基準が適用される。）

(改正規則)

「東京芸術大学招聘教員就業規則」

4. 審議経過

- 平成21年 2月23日 人事・総務部会
- 2月24日 学内周知
- 2月26日 美術学部教授会
- 2月27日 映像研究科教授会
- 2月28日 音楽学部教授会
- 3月5日 学内説明会
- 3月10日 事務協議会
- 3月19日 経営協議会
- 3月23日 人事・総務部会（人事院規則待ち部分を修正）
- 3月25日 学内周知（確定版を改めて周知）
- 3月26日 教育研究評議会
- 3月26日 役員会

5. 施行期日

平成21年 4月1日

○東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (略)	○東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (略)
(所定勤務時間)	(所定勤務時間)
第3条 職員の1週間の所定勤務時間は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間当たり <u>38時間45分</u> 以内とする。	第3条 職員の1週間の所定勤務時間は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間当たり <u>40時間</u> 以内とする。
2 1日の所定勤務時間は、 <u>7時間45分</u> とする。	2 1日の所定勤務時間は、 <u>8時間</u> とする。
(始業及び終業の時刻)	(始業及び終業の時刻)
第4条 職員の始業及び終業の時刻は、次のとおり	第4条 職員の始業及び終業の時刻は、次のとおり

とする。

- (1) 始業 午前8時30分
- (2) 終業 午後5時15分

2 業務の都合上必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する所定勤務時間を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更することができる。

(略)

(始業及び終業時刻並びに休憩時間の特例)

第5条の2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人からの申し出があったときは、労基法第34条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、前条第1項、同条第2項及び第4条の規定にかかわらず、始業時刻を午前8時30分、終業時刻を午後5時とし、休憩時間を45分とすることができる。

- (1) 小学校3年までの子を持つ親で、育児のため、特例措置を必要とする場合
- (2) 職員の介護休業等に関する規則第3条第1項に規定する要介護者を介護するため、特例措置を必要とする場合

2 音楽学部附属音楽高等学校に所属する教員については、労基法第34条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、前条第1項、同条第2項、第4条及び前項の規定にかかわらず、始業時刻を午前8時30分、終業時刻を午後5時とし、休憩時間を45分とすることができる。

(略)

(1年以内の変形労働時間)

第19条 業務に季節的な繁閑がある事業場に勤務する職員については、1月以上1年以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割振ることができる。

(略)

(年次有給休暇の付与単位)

第25条 年次有給休暇の付与単位は、1日とする。ただし、職員が希望し、特に必要があると認められるときは、必要に応じて1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、勤務日1日あたりの勤務時間をもって1日とする。

(略)

とする。

- (1) 始業 午前8時30分
- (2) 終業 午後5時30分

2 業務の都合上必要があると認める場合は、前項の規定に関わらず、前条第2項に規定する所定勤務時間を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更することができる。

(略)

(始業及び終業時刻並びに休憩時間の特例)

第5条の2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人からの申し出があったときは、労基法第34条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、前条第1項、同条第2項及び第4条の規定にかかわらず、始業時刻を午前8時30分、終業時刻を午後5時15分とし、休憩時間を45分とすることができる。

- (1) 小学校3年までの子を持つ親で、育児のため、特例措置を必要とする場合
- (2) 職員の介護休業等に関する規則第3条第1項に規定する要介護者を介護するため、特例措置を必要とする場合

2 音楽学部附属音楽高等学校に所属する教員については、労基法第34条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、前条第1項、同条第2項、第4条及び前項の規定にかかわらず、始業時刻を午前8時30分、終業時刻を午後5時15分とし、休憩時間を45分とすることができる。

(略)

(1年以内の変形労働時間)

第19条 業務に季節的な繁閑がある事業場に勤務する職員については、1月以上1年以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が40時間を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割振ることができる。

(略)

(年次有給休暇の付与単位)

第25条 年次有給休暇の付与単位は、1日とする。ただし、職員が希望し、特に必要があると認められるときは、必要に応じて半日又は1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、4時間をもって半日、8時間をもって1日とする。

(略)

(特別休暇)

第28条 職員は、次の各号の一の事由により勤務日又は勤務時間中に勤務しない場合には、それぞれ当該各号に規定するところによりその勤務しない日又は時間は、特別休暇として、休暇の付与を受けることができる。

(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(略)

(8) 職員の妻（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 2日の範囲内の期間

(9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間

(10) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(11) 職員が配偶者、子及び父母の追悼のための特別な行事（配偶者、子及び父母の死亡後学長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

(12) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

(略)

2 前項第8号及び第9号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数の1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3 第1項第10号及び第12号は、期間中に週休日、休日及び代休日がある場合は、これらの日数は休暇の日数に含まれるものとする。

4 第21条に規定する短時間勤務制を適用した者にかかる第1項第9号の休暇については、1週間の

(特別休暇)

第28条 職員は、次の各号の一の事由により勤務日又は勤務時間中に勤務しない場合には、それぞれ当該各号に規定するところによりその勤務しない日又は時間は、特別休暇として、休暇の付与を受けることができる。

(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(略)

(8) 職員の妻（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 2日の範囲内の期間

(9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間

(10) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(11) 職員が配偶者、子及び父母の追悼のための特別な行事（配偶者、子及び父母の死亡後学長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

(12) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

(略)

2 前項第10号及び第12号は、期間中に週休日、休日及び代休日がある場合は、これらの日数は休暇の日数に含まれるものとする。

3 第21条に規定する短時間勤務制を適用した者にかかる第1項第9号の休暇については、1週間の

勤務日数が2日以下に定められている者には適用しないものとする。

(略)

(特別休暇等の付与単位)

第30条 病気休暇、特別休暇及び就業規則第33条に定める職務専念義務免除期間は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取扱うものとする。ただし、第28条第5号及び第6号に該当する場合においては、1日を単位として取扱わなければならない。

2 病気休暇並びに第28条第1項第8号及び第9号の休暇は、時間を日に換算する場合は、勤務日1日あたりの勤務時間をもって1日とする。

(略)

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1-1 (第23条第1項関係)

1週間当たりの勤務の時間数 (日数)	<u>38時間45分以内又は31時間以内</u> (5日又は4日)	<u>23時間15分以内</u> (3日)	<u>15時間30分以内</u> (2日)
年次有給休暇の付与日数	20日	12日	8日

別表第1-2 (第23条第1項関係)

1週間当たりの勤務の時間数 (日数)	<u>38時間45分以内又は31時間以内</u> (5日又は4日)	<u>23時間15分以内</u> (3日)	<u>15時間30分以内</u> (2日)
在職期間			
1月に達するまでの期間	2日	1日	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日	2日	1日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	3日	2日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日	4日	3日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日	5日	3日

勤務日数が2日以下に定められている者には適用しないものとする。

(略)

(特別休暇等の付与単位)

第30条 病気休暇、特別休暇及び就業規則第33条に定める職務専念義務免除期間は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取扱うものとする。ただし、第28条第5号及び第6号に該当する場合においては、1日を単位として取扱わなければならない。

2 病気休暇は、時間を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

(略)

別表第1-1 (第23条第1項関係)

1週間当たりの勤務の時間数 (日数)	<u>40時間以内又は32時間以内</u> (5日又は4日)	<u>24時間以内</u> (3日)	<u>16時間以内</u> (2日)
年次有給休暇の付与日数	20日	12日	8日

別表第1-2 (第23条第1項関係)

1週間当たりの勤務の時間数 (日数)	<u>40時間以内又は32時間以内</u> (5日又は4日)	<u>24時間以内</u> (3日)	<u>16時間以内</u> (2日)
在職期間			
1月に達するまでの期間	2日	1日	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日	2日	1日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	3日	2日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日	4日	3日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日	5日	3日

るまでの期間				るまでの期間			
5月を超え 6月に達するまでの期間	10日	6日	4日	5月を超え 6月に達するまでの期間	10日	6日	4日
6月を超え 7月に達するまでの期間	12日	7日	5日	6月を超え 7月に達するまでの期間	12日	7日	5日
7月を超え 8月に達するまでの期間	13日	8日	5日	7月を超え 8月に達するまでの期間	13日	8日	5日
8月を超え 9月に達するまでの期間	15日	9日	6日	8月を超え 9月に達するまでの期間	15日	9日	6日
9月を超え 10月に達するまでの期間	17日	10日	7日	9月を超え 10月に達するまでの期間	17日	10日	7日
10月を超え 11月に達するまでの期間	18日	11日	7日	10月を超え 11月に達するまでの期間	18日	11日	7日
11月を超え 12月に達するまでの期間	20日	12日	8日	11月を超え 12月に達するまでの期間	20日	12日	8日
(略)				(略)			

○東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則 (略)	○東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則 (略)
(目的) 第1条 この規則は、 <u>東京芸術大学職員の勤務時間、 休暇等に関する規則</u> (以下「勤務時間等規則」という。)第32条第2項の規定に基づき、本学に勤務する職員の介護休業及び介護部分休業 (以下「介護休業等」という。)に関する事項を定め、家族の介護を行う職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、職務の円滑な運営に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、 <u>東京芸術大学職員の勤務時間、 休暇等に関する規則</u> 第32条第2項の規定に基づき、本学に勤務する職員の介護休業及び介護部分休業 (以下「介護休業等」という。)に関する事項を定め、家族の介護を行う職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、職務の円滑な運営に資することを目的とする。
(略)	(略)
(介護部分休業の対象等)	(介護部分休業の対象等)

<p>第4条 職員は、前条第1項に規定する対象家族を介護するため、1日の勤務時間の一部について勤務しない介護部分休業をすることができる。</p> <p>2 介護部分休業は、1時間を単位とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を超えない範囲内とする。ただし、当該職員に割り振られている1日の勤務時間が勤務時間等規則第3条第2項に定める時間より短い場合は、当該勤務時間の2分の1を超えることはできない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(介護休業等の給与の取扱)</p> <p>第8条 介護休業をしている期間については、別に定める場合を除き、給与を支給しない。</p> <p>2 介護部分休業をしている期間については、東京芸術大学職員給与規則第21条第1項の規定等により、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第4条 職員は、前条第1項に規定する対象家族を介護するため、1日の勤務時間の一部について勤務しない介護部分休業をすることができる。</p> <p>2 介護部分休業は、1時間を単位とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を超えない範囲内とする。ただし、当該職員に割り振られている1日の勤務時間の2分の1を超えることはできない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(介護休業等の給与の取扱)</p> <p>第8条 介護休業をしている期間については、別に定める場合を除き、給与を支給しない。</p> <p>2 介護部分休業をしている期間については、給与規則第21条第1項の規定等により、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
--	--

○東京芸術大学職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○東京芸術大学職員の再任用に関する規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(勤務時間)</p> <p>第8条 フルタイム勤務職員の勤務時間は、常勤職員の例に準じ、1週間につき<u>38時間45分</u>、1日につき<u>7時間45分</u>の範囲内で学長が定める時間とする。</p> <p>2 短時間勤務職員の勤務時間は、1週間につき<u>15時間30分</u>から<u>31時間</u>、1日につき<u>7時間45分</u>の範囲内で学長が定める時間とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(有給休暇)</p> <p>第10条 再任用職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とし、常勤職員の例に準じ</p>	<p style="text-align: center;">○東京芸術大学職員の再任用に関する規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(勤務時間)</p> <p>第8条 フルタイム勤務職員の勤務時間は、常勤職員の例に準じ、1週間につき<u>40時間</u>、1日につき<u>8時間</u>の範囲内で学長が定める時間とする。</p> <p>2 短時間勤務職員の勤務時間は、1週間につき<u>16時間</u>から<u>32時間</u>、1日につき<u>8時間</u>の範囲内で学長が定める時間とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(有給休暇)</p> <p>第10条 再任用職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とし、常勤職員の例に準じ</p>

て取り扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である職員にあっては別表第1の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、上記以外の短時間勤務職員にあっては別表第2の下欄に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数とする。

(休暇の単位)

- 第11条 再任用職員の病気休暇及び特別休暇の付与単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取扱うものとする。

- 2 年次有給休暇のフルタイム勤務職員に対する付与単位は、1日とする。ただし、フルタイム勤務職員が希望し、特に必要があると認められるときは、必要に応じて1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、勤務日1日あたりの勤務時間をもって1日とする。

- 3 年次有給休暇の短時間勤務職員に対する付与単位は、1日とする。

(俸給の決定)

- 第12条 フルタイム勤務職員の俸給は、別表第3の各俸給表に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 短時間勤務職員の俸給は、その者の属する職務の級に応じた俸給月額に、その者の1週間当たりの勤務時間をフルタイム勤務職員の1週間当たりの勤務時間である38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

(略)

(諸手当)

- 第15条 再任用職員については、次の各号に掲げる場合を除き、前条に定める諸手当の支給に関しては、東京芸術大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）に定める常勤職員の例に基づくものとする。

- (1) 短時間勤務職員に対する大学院調整額は、給与規則第22条第3項の規定に基づき算出した額に、その者の1週間の勤務時間をフルタイム勤務職員の1週間当たりの勤務時間である38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(略)

て取り扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である職員にあっては別表第1の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、上記以外の短時間勤務職員にあっては別表第2の下欄に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数とする。

(休暇の単位)

- 第11条 再任用職員の病気休暇及び特別休暇の付与単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取扱うものとする。

- 2 年次有給休暇のフルタイム勤務職員に対する付与単位は、1日とする。ただし、フルタイム勤務職員が希望し、特に必要があると認められるときは、必要に応じて半日又は1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、4時間をもって半日、8時間をもって1日とする。

- 3 年次有給休暇の短時間勤務職員に対する付与単位は、1日とする。

(俸給の決定)

- 第12条 フルタイム勤務職員の俸給は、別表第3の各俸給表に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 短時間勤務職員の俸給は、その者の属する職務の級に応じた俸給月額に、その者の1週間当たりの勤務時間をフルタイム勤務職員の1週間当たりの勤務時間である40時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

(略)

(諸手当)

- 第15条 再任用職員については、次の各号に掲げる場合を除き、前条に定める諸手当の支給に関しては、東京芸術大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）に定める常勤職員の例に基づくものとする。

- (1) 短時間勤務職員に対する大学院調整額は、給与規則第22条第3項の規定に基づき算出した額に、その者の1週間の勤務時間をフルタイム勤務職員の1週間当たりの勤務時間である40時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(略)

(4) 短時間勤務職員に対する超過勤務手当の支給割合は、正規の勤務時間が割振られた日（休日給が支給される日を除く。）において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあつては、それが個別契約の時間を超えていた場合であっても、100分の100（深夜の場合は100分の125）とし、それ以外の勤務にあつては、常勤職員についての取扱と同様とする。

(略)

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第2（第10条関係）

(略)

(4) 短時間勤務職員に対する超過勤務手当の支給割合は、正規の勤務時間が割振られた日（休日給が支給される日を除く。）において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの勤務にあつては、それが個別契約の時間を超えていた場合であっても、100分の100（深夜の場合は100分の125）とし、それ以外の勤務にあつては、常勤職員についての取扱と同様とする。

(略)

○東京芸術大学事務等非常勤職員就業規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学事務等非常勤職員就業規則 (略)	○東京芸術大学事務等非常勤職員就業規則 (略)
(定義) 第2条 この規則において事務等非常勤職員は、日々雇用職員（1週間の勤務時間が常勤職員と同様の日々雇い入れられる職員）及びパートタイマー（1週間の勤務時間が <u>30時間</u> を超えない範囲内で定められている時間雇用職員）に区分する。	(定義) 第2条 この規則において事務等非常勤職員は、日々雇用職員（1週間の勤務時間が常勤職員と同様の日々雇い入れられる職員）及びパートタイマー（1週間の勤務時間が <u>常勤職員の1週間あたりの勤務時間の4分の3</u> を超えない範囲内で定められている時間雇用職員）に区分する。
(略)	(略)
(給与の支払) 第23条 事務等非常勤職員の給与の支払は、 <u>東京芸術大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）</u> 第3条、同規則第5条から第6条に定める常勤職員の例に準ずる。	(給与の支払) 第23条 事務等非常勤職員の給与の支払は、 <u>給与規則第3条、同規則第5条から第6条に定める常勤職員の例に準ずる。</u>
(略)	(略)
(超過勤務手当等) 第26条 超過勤務手当及び休日給は、給与規則第33条及び同規則第34条に定める常勤職員の例に準じて支給する。ただし、給与規則第33条及び同規	(超過勤務手当等) 第26条 超過勤務手当及び休日給は、給与規則第33条及び同規則第34条に定める常勤職員の例に準じて支給する。ただし、給与規則第33条及び同規

則第34条に定める「勤務1時間あたりの給与額」は、第21条に定める時間給の額（日々雇用職員の場合は日給の額を7.75で除した額）とし、勤務時間を含めて週38時間45分までは100分の100の割合で支給する。

(略)

(勤務時間)

第35条 日々雇用職員の勤務時間は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間あたり38時間45分を超えない範囲において、また、パートタイマーの勤務時間は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間あたり30時間を超えない範囲内において学長の定めるところによる。

(略)

(始業及び終業時刻並びに休憩時間の特例)

第37条の2 日々雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人からの申し出があったときは、労基法第34条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、前2条で準用する勤務時間等規則第4条、第5条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、始業時刻を午前8時30分、終業時刻を午後5時とし、休憩時間を45分とすることができる。

(略)

(年次有給休暇)

第49条 学長は、事務等非常勤職員に対し、次に掲げる区分ごとに年次有給休暇を与えなければならない。

(略)

5 年次有給休暇の付与単位は、1日とする。ただし、事務等非常勤職員が希望し、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、当該年次有給休暇を与えられた事務等非常勤職員の勤務日1日あたりの勤務時間をもって1日とする。

(略)

附 則

則第34条に定める「勤務1時間あたりの給与額」は、第21条に定める時間給の額（日々雇用職員の場合は日給の額を8で除した額）とし、勤務時間を含めて週40時間までは100分の100の割合で支給する。

(略)

(勤務時間)

第35条 日々雇用職員の勤務時間は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間あたり40時間を超えない範囲において、また、パートタイマーの勤務時間は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間あたり、常勤職員の4分の3を超えない範囲内において学長の定めるところによる。

(略)

(始業及び終業時刻並びに休憩時間の特例)

第37条の2 日々雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人からの申し出があったときは、労基法第34条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、前2条で準用する勤務時間等規則第4条、第5条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、始業時刻を午前8時30分、終業時刻を午後5時15分とし、休憩時間を45分とすることができる。

(略)

(年次有給休暇)

第49条 学長は、事務等非常勤職員に対し、次に掲げる区分ごとに年次有給休暇を与えなければならない。

(略)

5 年次有給休暇の付与単位は、1日とする。ただし、事務等非常勤職員が希望し、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、当該年次有給休暇を与えられた事務等非常勤職員の勤務日1日あたりの勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。

(略)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○東京芸術大学教育研究等非常勤職員就業規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学教育研究等非常勤職員就業規則 (略)	○東京芸術大学教育研究等非常勤職員就業規則 (略)
(給与の支払) 第23条 教育研究等非常勤職員の給与の支払は、 <u>東京芸術大学職員給与規則</u> （以下「 <u>給与規則</u> 」 <u>という。</u> ）第3条、同規則第5条から第6条に定める常勤職員の例に準ずる。	(給与の支払) 第23条 教育研究等非常勤職員の給与の支払は、 <u>給与規則</u> 第3条、同規則第5条から第6条に定める常勤職員の例に準ずる。
(略)	(略)
(超過勤務手当等) 第25条 超過勤務手当及び休日給は、給与規則第33条及び同規則第34条に定める常勤職員の例に準じて支給する。ただし、給与規則第33条及び同規則第34条に定める「勤務1時間あたりの給与額」は、第21条に定める時間給の額とし、勤務時間を含めて週 <u>38時間45分</u> までは100分の100の割合で支給する。	(超過勤務手当等) 第25条 超過勤務手当及び休日給は、給与規則第33条及び同規則第34条に定める常勤職員の例に準じて支給する。ただし、給与規則第33条及び同規則第34条に定める「勤務1時間あたりの給与額」は、第21条に定める時間給の額とし、勤務時間を含めて週 <u>40時間</u> までは100分の100の割合で支給する。
(略)	(略)
(勤務時間) 第32条 教育研究助手及び学芸研究員の勤務時間は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間あたり <u>30時間</u> を超えない範囲内において学長の定めるところによる。	(勤務時間) 第32条 教育研究助手及び学芸研究員の勤務時間は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間あたり <u>常勤職員の4分の3</u> を超えない範囲内において学長の定めるところによる。
(休憩時間) 第33条 教育研究等非常勤職員の休憩については、 <u>東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則</u> 第5条及び同規則第6条に準ずるものとする。	(休憩時間) 第33条 教育研究等非常勤職員の休憩については、 <u>勤務時間等規則</u> 第5条及び同規則第6条に準ずるものとする。
(略)	(略)
(1年以内の変形労働時間) 第45条 業務に季節的な繁閑がある事業場に勤務する教育研究等非常勤職員については、1月を超え1年以内の一定期間を平均して1週間の勤務時間が、 <u>30時間</u> を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割振ることがある。	(1年以内の変形労働時間) 第45条 業務に季節的な繁閑がある事業場に勤務する教育研究等非常勤職員については、1月を超え1年以内の一定期間を平均して1週間の勤務時間が、 <u>常勤職員の4分の3</u> を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割振ることがある。
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第46条 学長は、教育研究等非常勤職員に対し、次に掲げる区分ごとに年次有給休暇を与えなけれ	第46条 学長は、教育研究等非常勤職員に対し、次に掲げる区分ごとに年次有給休暇を与えなけれ

<p>ばならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 年次有給休暇の付与単位は、1日とする。ただし、教育研究等非常勤職員が希望し、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、当該年次有給休暇を与えられた教育研究等非常勤職員の勤務日1日あたりの勤務時間をもって1日とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>ばならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 年次有給休暇の付与単位は、1日とする。ただし、教育研究等非常勤職員が希望し、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、当該年次有給休暇を与えられた教育研究等非常勤職員の勤務日1日あたりの勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
--	--

○東京芸術大学招聘教員就業規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○東京芸術大学招聘教員就業規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第23条 通勤手当は、<u>東京芸術大学職員給与規則</u>第28条に定める常勤職員の例に準じて支給する。</p> <p>(超過勤務手当等)</p> <p>第24条 第35条の規定により、招聘教員に定められた勤務時間以外の時間（次項の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。）に業務上の必要により、勤務することを命じられた招聘教員には、勤務1時間（超過勤務手当の支給割合別に、その月の超過勤務時間数の合計に1時間に満たない時間がある場合には、30分以上を1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。）につき、第20条により決定されたその年度の年俸額をその年度における、その者の総勤務時間で除して得た額（以下「1時間当たりの給与額」という。）を、定められた勤務時間を含めて1日<u>7時間45分</u>又は<u>週38時間45分</u>までは100分の100の割合、1日<u>7時間45分</u>又は<u>週38時間45分</u>を超える時間は100分の125の割合を超過勤務手当として支給する。この場合において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われていた場合は、100分の150（ただし、1日<u>7時間45分</u>又は<u>週38時間45分</u>までの勤務に対しては、100分の125）を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">○東京芸術大学招聘教員就業規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第23条 通勤手当は、<u>給与規則</u>第28条に定める常勤職員の例に準じて支給する。</p> <p>(超過勤務手当等)</p> <p>第24条 第35条の規定により、招聘教員に定められた勤務時間以外の時間（次項の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。）に業務上の必要により、勤務することを命じられた招聘教員には、勤務1時間（超過勤務手当の支給割合別に、その月の超過勤務時間数の合計に1時間に満たない時間がある場合には、30分以上を1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。）につき、第20条により決定されたその年度の年俸額をその年度における、その者の総勤務時間で除して得た額（以下「1時間当たりの給与額」という。）を、定められた勤務時間を含めて1日<u>8時間</u>又は<u>週40時間</u>までは100分の100の割合、1日<u>8時間</u>又は<u>週40時間</u>を超える時間は100分の125の割合を超過勤務手当として支給する。この場合において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われていた場合は、100分の150（ただし、1日<u>8時間</u>又は<u>週40時間</u>までの勤務に対しては、100分の125）を支給する。</p>

<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(勤務時間等) 第32条 勤務時間等は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間あたり、<u>38時間45分</u>を超えない範囲内において学長の定めるところによる。</p> <p>(休憩時間) 第33条 招聘教員の休憩については、<u>東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則</u>第5条及び同規則第6条に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(年次有給休暇) 第44条 学長は、招聘教員に対し、次に掲げる区分ごとに年次有給休暇を与えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 年次有給休暇の付与単位は、1日とする。ただし、招聘教員が希望し、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、当該年次有給休暇を与えられた招聘教員の<u>勤務日1日あたりの勤務時間</u>をもって1日とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(懲戒の事由) 第50条 学長は、招聘教員が次の各号の一に該当する場合には、<u>懲戒処分</u>を行う。 (1) <u>この規則その他本学の定める諸規則に違反した場合</u> (2) <u>職務上の義務に違反した場合</u> (3) <u>故意又は重大な過失により本学等に損害を与えた場合</u> (4) <u>無断欠勤を繰り返した場合</u> (5) <u>刑法上の犯罪に該当する行為があった場合</u> (6) <u>重大な経歴詐称をした場合</u> (7) <u>前各号に準ずる行為があった場合</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(勤務時間等) 第32条 勤務時間等は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間あたり、<u>40時間</u>を超えない範囲内において学長の定めるところによる。</p> <p>(休憩時間) 第33条 招聘教員の休憩については、<u>勤務時間等規則</u>第5条及び同規則第6条に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(年次有給休暇) 第44条 学長は、招聘教員に対し、次に掲げる区分ごとに年次有給休暇を与えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 年次有給休暇の付与単位は、1日とする。ただし、招聘教員が希望し、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、当該年次有給休暇を与えられた招聘教員の<u>勤務日1日あたりの勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）</u>をもって1日とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(懲戒の事由) 第50条 学長は、招聘教員が次の各号の一に該当する場合には、<u>情状に応じ、戒告、減給又は停職とする。</u> (1) <u>正当な理由なく勤務を欠いたとき（次項に掲げる場合を除く。）</u> (2) <u>勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いたとき</u> (3) <u>年次有給休暇以外の休暇について虚偽の申請をしたとき</u> (4) <u>勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせたとき</u> (5) <u>暴行又は暴言により職場の秩序を乱したとき</u> (6) <u>事実をねつ造して虚偽の報告を行ったとき</u> (7) <u>その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したとき</u> (8) <u>相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手</u></p>
---	--

紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。）を行ったとき（次項に掲げる場合を除く。）

(9) 就学、就労、教育及び研究（以下「就学・就労」という。）上の関係に基づく影響力を持って相手の意に反する不適切な言動（或は意図的な無視）又は不当な拘束等を繰り返し行い、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を与えたとき

(10) 相手の意に反する不適切な言動（或は意図的な無視）等により、精神的な面を含めて、就学・就労上に一定の支障を生じさせ、又はそのようなおそれがあると認められる行為を繰り返したとき

(11) 法人の金銭又は物品を紛失したとき

(12) 重大な過失により法人の金銭又は物品の盗難に遭ったとき

(13) 故意に職場において法人の設備、物品を損壊したとき

(14) 過失により職場において法人の設備、物品の出火、爆発を引き起こしたとき

(15) 故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給したとき

(16) 自己保管中の法人の金銭の流用等金銭又は物品の不適正な処理をしたとき

(17) 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせたとき

(18) 人の身体を傷害したとき

(19) 暴行を加え、又はけんかをしたとき

(20) 故意に他人の物を損壊したとき

(21) 賭博をしたとき

(22) 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたとき

(23) 公共の乗物等において痴漢行為をしたとき

(24) 飲酒運転以外の交通事故で人に傷害を負わせたとき

(25) 酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をしたとき

(26) その他法令及び本学の定める諸規則に違反したとき（次項及び第3項に掲げる場合を除く。）

2 学長は、招聘教員が次の各号の一に該当する場合には、情状に応じ、減給、停職又は懲戒解雇とする。

(1) 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いたとき

(2) 職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務

の運営に重大な支障を生じさせたとき

(3) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下若しくは教員と学生等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をしたとき

(4) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき、又は辞職若しくは退学したとき

(5) 就学・就労上の関係に基づく影響力を持って相手の意に反する不適切な言動（或は意図的な無視）又は不当な拘束等を繰り返し行い、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を与えた行為により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき、又は辞職若しくは退学したとき

(6) 相手の意に反する不適切な言動（或は意図的な無視）等により、精神的な面を含めて、就学・就労上に一定の支障を生じさせ、又はそのようなおそれがあると認められる行為を繰り返し行った行為により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき、又は辞職若しくは退学したとき

(7) 自己の占有する他人の物（法人の金銭及び物品を除く。）を横領したとき

(8) 他人の財物を窃取したとき

(9) 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させたとき

(10) 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をしたとき

(11) 酒酔い運転で人に傷害を負わせたとき（次項に掲げる場合を除く。）

(12) 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせたとき（次項に掲げる場合を除く。）

(13) 飲酒運転以外の交通事故で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせたとき

(14) 酒酔い運転をしたとき

(15) その他法令及び本学の定める諸規則に重大な違反をしたとき

3 学長は、招聘教員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒解雇とする。

(1) 法人の金銭又は物品を横領したとき

(2) 法人の金銭又は物品を窃取したとき

(3) 人を欺いて法人の金銭又は物品を交付させたとき

<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(4) 放火をしたとき</u></p> <p><u>(5) 人を殺したとき</u></p> <p><u>(6) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取したとき</u></p> <p><u>(7) 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用したとき</u></p> <p><u>(8) 酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせたとき</u></p> <p><u>(9) 酒酔い運転で人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたとき</u></p> <p><u>(10) 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において措置義務違反をしたとき</u></p> <p><u>(11) その他極めて重大な違法行為をしたとき</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
---	--

○東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○東京芸術大学職員給与規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第26条の2 特別手当は、自発的な能力開発及び人事交流等による研修機会を促進し、職員のキャリア形成を支援するため支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。</p> <p>2 特別手当の月額、前条に規定する地域手当の支給割合に、特別手当の支給割合として<u>100分の3</u>の支給割合を加算した支給割合を地域手当の支給割合と仮定して前条の規定に基づき得られた額から、地域手当の月額を減じて得られた額とする。</p> <p>3 特別手当は、55歳（技能・労務の職務に従事する職員にあっては、57歳）に達した日の属する年度の翌年度以降は支給しない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">○東京芸術大学職員給与規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第26条の2 特別手当は、自発的な能力開発及び人事交流等による研修機会を促進し、職員のキャリア形成を支援するため支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。</p> <p>2 特別手当の月額、前条に規定する地域手当の支給割合に、特別手当の支給割合として<u>100分の2</u>の支給割合を加算した支給割合を地域手当の支給割合と仮定して前条の規定に基づき得られた額から、地域手当の月額を減じて得られた額とする。</p> <p>3 特別手当は、55歳（技能・労務の職務に従事する職員にあっては、57歳）に達した日の属する年度の翌年度以降は支給しない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

<p>希望する勤務形態 (いずれかに○印を付けてください。)</p> <p>1 フルタイム勤務 (1日 <u>7時間45分</u>、週5日勤務)</p> <p>2 短時間勤務 (1日 <u>時間 分</u>、週日勤務)</p>	<p>希望する勤務形態 (いずれかに○印を付けてください。)</p> <p>1 フルタイム勤務 (1日 <u>8時間</u>、週5日勤務)</p> <p>2 短時間勤務 (1日 <u>時間</u>、週日勤務)</p>
<p>希望する業務 (勤務場所)</p> <p>1 現職と同様の業務</p> <p>2 その他</p> <p style="text-align: center;">[]</p>	<p>希望する業務 (勤務場所)</p> <p>1 現職と同様の業務</p> <p>2 その他</p> <p style="text-align: center;">[]</p>
<p>備考：1 申出時点において希望する雇用期間を記入すること。</p> <p>2 希望する勤務形態は、短時間勤務の場合は、1週間につき<u>15時間30分から31時間</u>、1日につき<u>7時間45分</u>の範囲内で () 内を記入すること。</p>	<p>備考：1 申出時点において希望する雇用期間を記入すること。</p> <p>2 希望する勤務形態は、短時間勤務の場合は、1週間につき<u>16時間から32時間</u>、1日につき<u>8時間</u>の範囲内で () 内を記入すること。</p>

○東京芸術大学ティーチング・アシスタント実施要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
<p>○東京芸術大学ティーチング・アシスタント実施要項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(身分)</p> <p>第9 ティーチング・アシスタントは、<u>1週間の勤務時間が30時間</u>を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この要項は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>○東京芸術大学ティーチング・アシスタント実施要項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(身分)</p> <p>第9 ティーチング・アシスタントは、<u>常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3</u>を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

○東京芸術大学リサーチ・アシスタント実施要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
<p>○東京芸術大学リサーチ・アシスタント実施要項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(身分)</p> <p>第7 リサーチ・アシスタントは、<u>1週間の勤務時間が30時間</u>を超えない範囲内で勤務する非常勤職</p>	<p>○東京芸術大学リサーチ・アシスタント実施要項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(身分)</p> <p>第7 リサーチ・アシスタントは、<u>常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3</u>を超えない範囲内</p>

員とする。

(略)

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

で勤務する非常勤職員とする。

(略)

◎東京芸術大学談合情報対応要項の制定について

(制定理由)

本学における建設工事及び設計・コンサルティング業務の入札の適正を期し、談合情報に対して的確な対応を行うために、必要な事項を定める。

(審議経過)

平成21年3月10日 事務協議会

(施行期日)

即日

○東京芸術大学談合情報対応要項

平成21年3月24日学長裁定

(目的)

第1条 この要項は、本学における建設工事の入札の適正を期すとともに、公正取引委員会との連携を図りつつ、談合情報に対して的確な対応を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において談合情報とは次の各号に定めるものをいう。

- (1) 談合に関する情報
- (2) 本学役職員が談合があると疑うに足りる事実（以下「談合疑義事実」という。）

(委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、東京芸術大学公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、談合に関する情報の提供があった場合又は談合疑義事実を得た場合には、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期又は取消その他の談合情報に係る対応に関する事項
- (2) 談合情報の信憑性の確認及び調査の要否に関する事項
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応に関する事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総務課長
- (2) 会計課長
- (3) 施設課長

4 委員会に委員長を置き、会計課長をもって充てる。

5 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

6 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 委員会の事務局は、施設課に置く。

(情報の確認及び通報)

第4条 入札に付そうとする又は付した建設工事について、談合に関する情報の提供があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに委員会の事務局へ通報するものとする。この場合において、新聞等の報道により談合に関する情報を把握した場合にも、事務局へ通報するものとする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する

ものとする。

3 入札に付そうとする又は付した建設工事について、役職員が談合疑義事実を得た場合には、直ちに委員会の事務局へ通報するものとする。

(委員長への報告)

第5条 事務局は、前条の規定により談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書(別紙様式1)に、談合疑義事実を得た場合には談合疑義事実報告書(別紙様式1-2)にまとめ、速やかに委員長へ報告を行うものとする。この場合において、新聞等の報道により談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき談合情報報告書をまとめ、報告を行うものとする。

(委員会における審議)

第6条 委員長は、前条の規定により事務局からの報告を受けた場合、速やかに委員会を召集し、当該談合情報の信憑性及び次条又は第8条に定める手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

(入札執行前の談合情報への対応)

第7条 委員会は、入札執行前に談合に関する情報の提供があった場合又は談合疑義事実を得た場合は、原則として、次の各号に定めるところにより対応するものとする。

(1) 公正取引委員会への通報 委員会は、談合に関する情報の提供があった旨又は談合疑義事実を得た旨を直ちに公正取引委員会へ通報するとともに、談合情報報告書又は談合疑義事実報告書(以下「談合情報報告書等」という。)の写しを送付すること。

(2) 事情聴取

イ 委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員を集合させ、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上で、入札参加者を個別に面談室等と呼び出し聴き取り調査を行うこと。この場合において、事情聴取は複数の委員により行うものとし、事情聴取の対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

ロ イによる事情聴取の内容は、事情聴取書(別紙様式2)に記録するものとし、当該事情聴取書の写しを、公正取引委員会へ送付すること。

ハ 事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮した上で、入札日前の日又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札執行の延期又は取消をするとともに、その旨を公正取引委員会に通報すること。この場合において、入札書及び工事費内訳書を既に受理しているときは、入札の執行を延期したときにあってはそれらを保管し、入札の執行を取り消したときにあっては公正取引委員会への通報に併せてそれらの写しを送付すること。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書(別紙様式3)を提出させるとともに、別紙2を参考に、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した上で、入札を行うこと。この場合において、当該誓約書の写しは公正取引委員会へ送付すること。

ロ 入札を行う場合は、全ての入札参加者に対し、第1回目の入札に際し、工事費内訳書を提示するよう要請すること。ただし、工事費内訳書の提出を求めない入札の場合において、入札日に事情聴取を行う等予め工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注者の遅れによる影響、工事費内訳書の確認の必要性等を考慮の上、工事費内訳書の確認を行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

ハ 入札には、積算担当者(当該建設工事の積算内容を把握している職員)が立ち会い、工事費内訳書を詳細に確認すること。

ニ 工事費内訳書の確認の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、前号の規定により対応すること。

ホ 入札終了後に、入札調書又は入札結果一覧表(以下「入札調書等」という。)の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(5) 一般競争入札の場合の留意点 一般競争入札の場合は、入札参加者を対象として、前3号の規定により対応すること。

(入札執行後の談合情報への対応)

第8条 委員会は、入札執行後に談合に関する情報の提供があった場合又は談合疑義事実を得た場合は、原則とし

て、次の各号に定めるところにより対応するものとする。

(1) 契約締結以前の場合

- イ 公正取引委員会への通報 委員会は、談合に関する情報の提供があった旨又は談合疑義事実を得た旨を直ちに公正取引委員会へ通報するとともに、談合情報報告書等の写し及び入札調書等の写しを送付すること。
- ロ 事情聴取 前条第2号の規定を準用する。
- ハ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効にするとともに、その旨を公正取引委員会へ通報すること。
- ニ 談合の事実があったと認められない場合の対応 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結するとともに、当該誓約書の写しを公正取引委員会へ提出すること。

(2) 契約締結後の場合

- イ 公正取引委員会への通報 前号イの規定を準用する。
- ロ 事情聴取 前条第2号の規定を準用する。
- ハ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。この場合において、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ通報すること。
- ニ 談合の事実があったと認められない場合の対応 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札を行った者全員から誓約書を提出させるとともに、当該誓約書の写しを公正取引委員会へ提出すること。

(公正取引委員会への通報等)

第9条 公正取引委員会への通報は、別紙様式4により行うものとする。

2 委員会は、前項による公正取引委員会への通報とは別に、必要に応じて、談合情報への対応について文部科学省へ連絡するものとする。

(報道機関への対応)

第10条 委員会は、談合に関する情報について、新聞等の報道により情報を把握した場合を除き、原則として、報道機関から説明を求められたときに限り対応するものとし、その内容は、公正取引委員会が行う審査の妨げにならない範囲内で行うものとする。

(独占禁止法等に違反した場合の措置)

第11条 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項に違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし、取引停止期間を加重して措置するものとする。

(準用)

第12条 この要項は、設計・コンサルティング業務の入札に係る談合情報への対応についても準用する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、談合情報の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年3月24日から施行する。

別紙様式 1

談合情報報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
情 報 提 供 者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報 ・報道機関 ・その他 (不明を含む) ・会社名 : ・役 職 : ・氏名等 :
受信対応者職名・氏 名	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件の問合せ先	

別紙様式1-2

談合疑義事実報告書

平成 年 月 日

事実を得た日時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
談合があると疑うに足りる 事実を申し出た役職員	・部局名 ・課、係名、役職等
談合があると疑うに足りる 事実を得た根拠	
当該案件の問合せ先	

別紙様式2

事情聴取書

工 事 名 :

会 社 名 :

事情聴取を受けた者 :

事情聴取者 :

日 時 : 平成 年 月 日 () 午前・後 時 分

場 所 :

質 問 事 項	聴 取 内 容
<p>1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、または話合いをしたことがありますか。</p> <p>3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、または話合いでしたか。(上記2で「あります」の意の回答があった場合)</p> <p>(以下は、必要に応じて記載する。)</p> <p>4 本件工事の積算担当部門は、どこですか。</p> <p>5 本件工事の積算は、いつ頃できあがりしましたか。</p> <p>6 入札価格は、いつ、だれが決定しましたか。</p>	

別紙様式3

誓約書

平成 年 月 日

東京芸術大学長 殿

会社名
代表者名
担当者名

今般の東京芸術大学〇〇〇〇〇工事の競争入札に関し、競争加入者心得第十五の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。
なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議はありません。

(参考) 競争加入者心得第十五

- 第十五 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

注) この誓約書は、競争加入者に自筆で書かせること。

別紙様式 4

芸術施第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課長 殿

東京芸術大学公正入札調査委員会委員長

○ ○ ○ ○ 印

談合情報に関する資料の送付について

国立大学法人東京芸術大学発注の入札に係る談合情報に関する下記資料を別添のとおり送付いたします。

記

- 1 談合情報報告書（写） 又は 談合疑義事実報告書（写）
 - 2 事情聴取書（写）
 - 3 誓約書（写）
 - 4 入札書（写）
 - 5 工事費内訳書（写）
 - 6 入札調書等（写）
 - 7 入札に関する連絡（無効、延期・取消）
（該当するものに○を付すこと。）
 - 8 その他関連資料
- ※ 本件に対する連絡先

注) 該当する資料を表示し、添付すること。

別紙1

事情聴取項目（参考例）

- 1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）がありますが、そのような事実がありますか。
- 2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、または話合いをしたことがありますか。
- 3 （2において打合せ、または話合いをしたという回答があった場合）
どのような内容の打合せ、または話合いでしたか。

（以下は、必要に応じて質問する。）

- 4 本件工事の積算担当部門は、どこですか。
- 5 本件工事の積算は、いつ頃できあがりしましたか。
- 6 予定価格は、いつ、だれが決定しましたか。

別紙2

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、競争加入者心得を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、競争加入者心得第32第11号により入札は無効とする。
- 3 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置する。

(参考) 独占禁止法

第3条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条〔事業者団体の禁止行為・届出義務〕

事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

(以下略)

刑法

第96条の3〔競売等妨害〕

偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

諸 会 議

— 事 務 局 —

◎教育研究評議会

平成21年3月5日（木）

〔議 題〕

1. 大学美術館長候補適任者の推薦について
2. 職員の休職の更新について
3. 教員人事計画書の変更について
4. 招聘教授の候補者について
5. 教育研究助手の任期延長について
6. 平成21年度 国立大学法人東京芸術大学年度計画(案)について
7. 文部科学省に提出する第2期中期目標・中期計画素案(仮案)について
8. 東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則(案)の制定について
9. 平成21年度東京芸術大学公開講座実施計画(案)について
10. 卒業証書(仮)の発行等について

〔報告及び連絡事項〕

1. 美術学部附属古美術研究施設長候補者の選出について
2. 音楽学部附属音楽高等学校長候補者の選考について
3. 平成21年度非常勤講師(67歳を超える者)の委嘱について
4. 特定有期雇用職員の雇用(継続)について
5. 平成21年度出願状況等について
6. 入学手続時における入学金等の納入について
7. 就業規則の改正案に関する説明会について
8. 海外渡航について

◎役員会

平成21年3月5日（木）

〔議 題〕

1. 平成21年度 国立大学法人東京芸術大学年度計画(案)について
2. 文部科学省に提出する第2期中期目標・中期計画素案(仮案)について
3. 東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則(案)の制定について
4. 卒業証書(仮)の発行等について

〔理事室等活動報告〕

1. 理事(教育担当)
2. 理事(研究担当)
3. 理事(総務担当)
4. 理事(学長特命担当)
5. 学長特命(国際交流担当)

〔報告及び連絡事項〕

1. 東京芸術大学顧問及び相談役の委嘱について
2. 教育研究評議会について
3. 就業規則の改正案に関する説明会について

◎企画・評価室

平成21年3月13日（金）

〔議 題〕

1. 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果(原案)について
2. 平成21年度計画(案)について
3. 第2期中期目標・中期計画(素案)について

◎経営協議会

平成21年3月19日（木）

〔議 題〕

1. 平成21年度 国立大学法人東京芸術大学年度計画(案)について
2. 平成21年度収入・支出予算(案)について
3. 第2期中期目標・中期計画素案(仮案)について
4. 東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(案)の制定について(人事院勧告対応)

◎役員会

平成21年3月19日（木）

〔議 題〕

1. 平成21年度収入・支出予算(案)について

〔理事室等活動報告〕

1. 理事(教育担当)
2. 理事(研究担当)
3. 理事(総務担当)
4. 理事(学長特命担当)
5. 学長特命(国際交流担当)

〔報告及び連絡事項〕

1. 東京芸術大学次期学長候補者について
2. 経営協議会について

◎教育研究評議会

平成21年3月26日（木）

〔議 題〕

1. 教員人事(採用候補者)について

2. 東京芸術大学保健管理センター教員の人事計画について
3. 平成21年度 国立大学法人東京芸術大学年度計画(案)について
4. 東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(案)の制定について(人事院勧告対応)
5. 東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(案)の制定について(裁判員制度対応)
6. 大学院映像研究科の勤務時間の変更について

〔報告及び連絡事項〕

1. 客員教授の称号授与について
2. 国立大学法人東京芸術大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果(原案)について
3. 平成22年度大学機関別認証評価の申請に係る協力について
4. 東京芸術大学次期学長候補者について
5. 海外渡航について

◎役員会

平成21年3月26日(木)

〔議題〕

1. 平成21年度 国立大学法人東京芸術大学年度計画(案)について
2. 東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(案)の制定について(人事院勧告対応)
3. 東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(案)の制定について(裁判員制度対応)
4. 役員報酬について

〔理事室等活動報告〕

1. 理事(教育担当)
2. 理事(研究担当)
3. 理事(総務担当)
4. 理事(学長特命担当)
5. 学長特命(国際交流担当)

〔報告及び連絡事項〕

1. 東京芸術大学理事について
2. 教育研究評議会について
3. 国立大学法人東京芸術大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果(原案)について
4. 平成22年度大学機関別認証評価の申請に係る協力について

◎学生支援室全学学生支援部会・留学生部会

平成21年3月30日(月)

〔議題〕

1. 新入寮生の選考について
2. 四芸術大学体育・文化交換会について
3. 東京芸術大学那須高原研修施設使用規則の一部改正について
4. 平成20年度日本学生支援機構奨学金「特に優れた業績による返還免除者の選考」について
5. 授業料免除及び徴収猶予の取扱いについて
6. 2009年度(財)神林留学生奨学会奨学生の推薦について
7. 平成21年度大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生)の推薦について

— 美術学部 —

◎美術学部写真センター運営委員会

平成21年3月5日(木)

〔議題〕

1. 今後の運営について

◎美術学部人事委員会

平成21年3月18日(水)

〔議題〕

1. 教員の割愛について
2. 教員人事について
3. 外国人客員研究員の受入について

◎美術学部学生生活委員会

平成21年3月19日(木)

〔議題〕

1. 平成20年度日本学生支援機構第一種奨学金返還免除候補者の推薦者選出について
2. 2009年度(財)神林留学生奨学会私費外国人留学生奨学生の推薦者について
3. 平成21年度(財)ヒロセ国際奨学財団外国人留学生奨学生の推薦者について
4. 平成21年度大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生)の推薦者について
5. 学内奨学金「お仏壇のはせがわ賞」の推薦者について
6. 建築科報奨の推薦者について
7. 東京国立博物館キャンパスメンバーズ会員継続及び平成21年度「国立科学博物館 大学パートナーシップ」入会について
8. 四芸祭について
9. 2009年度(財)辻アジア国際奨学財団外国人留学生候補者の推薦について

10. 安宅賞奨学金の見直しについて

◎美術学部教務委員会

平成21年3月22日(日)

〔議題〕

1. 平成21年度科目等履修生(資格)の受入れについて
2. 平成21年度委託生の受入について
3. 学生の身分異動について
4. 平成20年度美術学部留年者(学部4年生以外)について
5. 平成20年度リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント終了報告について
6. 平成21年度連携併任教員について
7. 講義室の予約について
8. 絵画棟耐震改修工事に伴う工事期間の「絵画科アトリエ等移転先」検討報告について
9. 平成21年度非常勤講師の交替について
10. 認証評価への対応について
11. 学生による授業評価(学生アンケート)について

◎美術学部入試運営委員会

平成21年3月22日(日)

〔議題〕

1. 平成21年度美術学部受験生大学入試センター試験成績について
2. 平成21年度学部入学志願者で他大学への入学手続き終了者一覧について
3. 平成21年度美術学部入学者選抜試験の合否判定について
4. 平成21年度研究生の合否判定について
5. 入学試験に関する質問への回答について

◎大学院美術研究科委員会

平成21年3月22日(日)

〔協議事項〕

1. 平成21年度研究生の合否判定について
2. 学生の身分異動について

◎美術学部教授会

平成21年3月22日(日)

〔協議事項〕

1. 教員の割愛について
2. 教員人事について
3. 平成21年度美術学部入学試験の合否判定について
4. 各種委員会委員(共同利用施設)の選出について
5. 外国人客員研究員の受入について
6. 平成21年度科目等履修生(資格)の受入について
7. 平成21年度委託生の受入について
8. 学内奨学金受給者の推薦について
9. 建築科報奨の推薦者について

10. 学生の身分異動について

11. 学部学生の留年者等について
12. 受託研究の受入について
13. 受託事業の受入について
14. 奨学寄附金の受入について

〔報告事項〕

1. 理事報告
2. 各種委員会等報告
 - 施設環境・安全衛生委員会(2月27日)
 - 写真センター運営委員会(3月5日)
 - ◆ 企画・評価室会議(3月13日)
 - 学生生活委員会(3月19日)
 - ◆ 管理・運営室会議(3月10日)
 - 教務委員会(3月22日)
 - ◆ 教育研究評議会(3月5日)
 - 人事委員会(3月18日)
 - 入試運営委員会(3月22日)
 - 学長選考会議(3月19日)
 - 経営協議会(3月19日)
3. 教員の海外渡航について

〔連絡事項〕

1. 展覧会のご案内

— 音楽学部 —

◎音楽学部千住校地運営委員会

平成21年3月9日(月)

〔議題〕

1. 千住校地運営委員会要項(案)の制定について
2. 足立区受託研究の運営に関わる特任教員の採用について

◎音楽学部臨時運営会議(人事)

平成21年3月12日(木)

〔議題〕

1. 平成21年度非常勤講師採用計画について

◎音楽学部運営会議(拡大入試・入試)

平成21年3月12日(木)

〔審議事項〕

1. 平成21年度音楽学部入学試験選抜試験判定基準の決定について
2. 平成21年度科目等履修生(資格履修生・派遣履修生)について

◎音楽学部教授会・研究科委員会

平成21年3月12日(木)

〔議題〕

1. 平成21年度音楽学部・大学別科入試合格者の決定について
2. 課程博士の学位授与について
3. 平成21年度公開講座計画について

〔報告〕

- 理事
- 学部長
 1. 臨時運営会議(人事)(3月12日)
 2. 管理・運営室会議(3月10日)
- 評議員
 1. 教育研究評議会(3月5日)
- 各種委員会
 1. 運営会議(拡大入試・入試)(3月12日)
 2. 千住校地運営委員会(3月9日)
 3. 学生オーケストラベルリン公演実行委員会(3月5日)
- 大学院音楽研究科リサーチセンター
- 附属音楽高等学校長
- 言語・音声トレーニングセンター長
- 演奏芸術センター長

〔報告及び連絡事項〕

1. 退職教員送別会
2. 附属音楽高等学校進級判定会議
3. 平成20年度卒業式、別科・大学院修了式
4. 平成21年度附属音楽高等学校入学式
5. 平成21年度入学式
6. 演奏会等

◎音楽学部学生生活委員会

平成21年3月25日(水)

〔議題〕

1. 平成20年度独立行政法人日本学生支援機構奨学生「特に優れた業績による返還免除」制度について
2. 授業料未納者について

〔報告事項〕

1. 平成21年度BAF外国人留学生奨学生候補者の推薦について
2. 平成21年度神林奨学金奨学生候補者の推薦について

— 大学院映像研究科 —

◎大学院映像研究科教授会

平成21年3月12日(木)

〔議題〕

1. 研究生の合否判定について
2. 平成21年度大学院映像研究科入学者について
3. 学生の身分異動について
4. 学生支援機構 奨学金返還免除申請者の推薦について
5. 平成21年度国立大学法人東京芸術大学年度計画(案)について
6. 文部科学省に提出する第2期中期目標・中期計画素案(仮案)について
7. 大学院映像研究科論文誌「映像メディア学研究」の発行について

〔報告及び連絡事項〕

1. 教育研究評議会議題・報告事項
2. 平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
3. 「芸術系大学への期待に関する調査」集計結果報告書について
4. 芸術国際交流基金の使途方針の見直しについて
5. 平成21年度「学事暦」「開設授業科目」等について
6. 平成20年度「卒業・修了式」について
7. 平成21年度「入学式」「新入生オリエンテーション」について
8. 横浜校地に勤務する教職員の勤務時間について
9. 「タッチ、コンタクト、ボーンズ」スティーブ・パクストンワークショップの開催について
10. 教員の海外渡航について

◎大学院映像研究科臨時教授会

平成21年3月30日(月)

〔議題〕

1. 平成21年度入学試験(映画専攻2次募集)の合否判定について
2. 学生の身分異動について
3. ティーチング・アシスタントの採用について

〔報告及び連絡事項〕

1. 学長専攻会議報告事項
2. 平成22年度大学機関別認証評価の申請に係る協力について
3. 第二期中期目標・中期計画素案(仮案)への意見招請について
4. 平成21年度「入学式」「新入生オリエンテーション」について

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">5. 映画専攻第三期生修了制作展の開催について6. 黒沢清教授第3回「アジア・フィルム・アワード」作品賞・脚本賞の受賞について | |
|--|--|

大学日誌

自 平成21年3月1日 ～ 至 平成21年3月31日

月 日	曜	行 事
3. 5	木	教育研究評議会、役員会、(美) 写真センター運営委員会
9	月	(音) 千住校地運営委員会
11	水	附属音楽高等学校卒業式、野村賞授与式
12	木	(音) 臨時運営会議 (人事)、(音) 運営会議 (拡大入試・入試)、(音) 教授会・研究科委員会、(映) 教授会
13	金	企画・評価室
14	土	第四回 東京芸術大学奏楽堂企画 学内公募最優秀企画 「怪談～前衛音楽が語る怪奇な物語～」
16	月	藤原睦子 大橋萬寿子 退任記念公演
18	水	(美) 人事委員会
19	木	東京芸術大学次期学長候補者選考結果発表、東京藝大クッキー発売、経営協議会、役員会、(美) 学生生活委員会
22	日	(美) 教務委員会、(美) 入試運営委員会、大学院美術研究科委員会、(美) 教授会
24	火	理化学研究所との連携協力協定締結
25	水	卒業式、大賀典雄賞授与式、(音) 学生生活委員会
26	木	教育研究評議会、役員会
27	金	映像研究科映画専攻修了制作展 (～3/29)、長期精励者表彰式・退職者懇親会
30	月	学生支援室全学学生支援部会・留学生部会、(映) 臨時教授会